

第9期 鹿島市高齢者保健福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



令和6年3月
佐賀県鹿島市

鹿島市高齢者憲章

私たち市民は、高齢者が家庭や社会で尊重され、生きがいとゆとりのある健康長寿と福祉のまちづくりをめざし、この憲章を定めます。

- 一、 高齢者を尊敬し、みんなでささえあうまちをつくりましょう。
- 一、 高齢者が、生涯を通じて学び、生きがいのある暮らしができるまちをつくりましょう。
- 一、 高齢者すべてが、心身ともに健やかに、自立した生活ができるまちをつくりましょう。
- 一、 高齢者のゆたかな知識と経験を生かし、社会の一員として活躍できるまちをつくりましょう。
- 一、 高齢者が安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の充実したまちをつくりましょう。

平成18年3月制定

目 次

第1章 総 論

I 計画策定の基本事項

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格、法的位置づけ	1
3. 計画期間	2
4. 他計画との協力・連携	2
5. 計画策定体制及び策定後の点検体制	3

II 鹿島市における高齢者の現状と将来推計

1. 高齢者等の状況	4
(1) 人口構造	4
(2) 高齢者のいる世帯の状況	6
(3) 高齢者の医療費及び疾病構造	6
(4) 高齢者の就業状況	8

III 高齢者保健福祉の政策目標と重点課題

1. 基本的な政策目標	9
2. 重点課題	9
(1) 介護予防の推進	9
(2) 生活支援体制の充実	9
(3) 生きがいつくりの推進	9
(4) 地域包括ケアシステムの推進	10
(5) 地域包括支援センターの充実	10
(6) 認知症施策の推進	10
(7) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	10
(8) 介護人材の確保	11
3. 重点課題の体系図	12

第2章 各 論

I 具体的施策の展開

1. 介護予防の推進	13
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	13
① 介護予防・生活支援サービス事業	13
ア 訪問型サービスC	14
イ 通所型サービスC	14
② 一般介護予防事業	15

ア	通所型介護予防事業	15
イ	高齢者教室（出前講座）	15
ウ	ロコモ予防教室	16
エ	音楽サロン・クッキングサロン	17
オ	脳若教室	17
カ	生きがいデイサービス	18
キ	食生活改善事業	18
③	包括的支援事業	18
ア	介護予防ケアマネジメント事業（介護予防支援・事業対象者含む）	19
イ	総合相談支援事業	19
ウ	包括的・継続的マネジメント事業	20
エ	在宅医療・介護連携推進事業	20
④	任意事業	20
ア	食の自立支援事業	20
イ	愛の一声ネットワーク活動	21
(2)	保健事業	21
①	生活習慣病予防	22
ア	特定健康診査	22
イ	特定保健指導	22
②	健康診査	23
③	健康増進事業	24
2.	生活支援体制の充実	24
(1)	生活支援事業	24
①	軽度生活援助	25
②	福祉有償運送	25
③	緊急通報システム等整備	25
④	生活管理短期宿泊事業	26
⑤	グループリビング（高齢者共同生活）	26
⑥	紙おむつ支給事業	27
(2)	施設サービス	27
①	養護老人ホーム	27
②	地域共生ステーション（ぬくもいホーム、宅老所）	28
(3)	老人福祉センター	28
3.	生きがいづくりの推進	29
(1)	健康づくり事業	29
(2)	生きがいづくり事業	29

① ゆめさが大学鹿島校	29
② 陶芸サークル	30
③ 老人クラブ連合会の活動	30
(3) 就労対策	31
4. 地域包括ケアシステムの推進	31
(1) 生活支援体制整備事業	32
(2) ボランティアグループ等の活用	33
① ボランティア活動	33
② 民生委員・児童委員	34
③ 民間事業者	34
(3) 福祉のまちづくり	34
① 住宅環境の整備	34
② 防災対策の強化	35
③ 高齢者が利用しやすい都市環境の整備	35
ア 肥前鹿島駅前周辺整備	35
イ 公園、道路などの整備	35
ウ 地域公共交通の整備	35
5. 地域包括支援センターの充実	36
(1) 地域ケア会議	36
① 地域ケア個別会議	36
② 地域ケアネットワーク会議	36
③ 地域包括ケア会議	37
(2) 高齢者の権利擁護	37
① 高齢者虐待防止ネットワーク	37
② 福祉サービス利用援助事業の活用	37
③ 成年後見制度の活用	38
6. 認知症施策の推進（認知症施策推進計画）	39
(1) 認知症の人に関する国民の理解の増進等	39
① 認知症サポーター養成講座の推進	39
② 「認知症ケアパス」の活用	40
③ 世界アルツハイマーデー及び月間における普及・啓発	40
(2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	40
① 認知症高齢者等に対する見守りの推進	40
(3) 認知症の人の社会参加の機会の確保等	41
(4) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護	41
(5) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等	41

① 認知症初期集中支援事業	42
(6) 相談体制の整備等	42
① 認知症地域支援推進員の配置	42
② 認知症相談の実施	42
(7) 認知症の予防等	43
① 介護予防に関する教室や講座の実施	43
7. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	43
(1) 事業の企画調整	44
① 国保データベース（KDB）システムの活用	44
② フレイル予防	44
③ 関係者間との共有・連携	44
(2) 地域の高齢者への個別的支援	44
① 被保険者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）	45
② 通いの場等における健康教育・健康相談（ポピュレーションアプローチ）	45
8. 介護人材の確保	45
(1) 介護支援サービス体制整備	45

II 高齢者保健福祉に関する行政等の体制

1. 本市における支援体制

(1) 総合相談	46
(2) サービス情報の提供	46
(3) 苦情相談	46
(4) 広報体制	47
(5) 社会福祉協議会の発展・体制強化の推進	47
(6) サービス事業者に対する支援と調整	47
(7) 社会福祉法人の監査等	48
(8) 行政内部での関係部門との連絡調整	48
(9) 地域の関係団体との連絡体制	48
(10) 民間事業者等との連携による要支援者の把握	48

資料編

I 高齢者要望等実態調査及び在宅介護実態調査	49
II 鹿島市高齢者保健福祉計画策定委員名簿	59
III 鹿島市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱	60
IV 用語解説	61

第1章 総論

- I 計画策定の基本事項
- II 鹿島市における高齢者の現状と将来推計
- III 高齢者保健福祉の政策目標と重点課題

第1章 総論

I 計画策定の基本事項

1. 計画策定の趣旨

わが国では、高齢者人口がピークを迎える2040年（令和22年）を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。さらに、今期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年（令和7年）を迎えることになり、これらを見据えた対応が大きな課題となっています。

本市の高齢者人口は、令和5年9月末で9,472人（高齢化率34.3%）で、杵藤地区広域市町村圏組合の推計によると、令和8年は9,464人（高齢化率35.7%）になることが見込まれています。一方で人口は減少傾向にあり令和15年は人口23,842人に対して高齢者人口9,141人（38.3%）となることが見込まれ、早い速度で高齢化が進むことが想定されます。

高齢社会において全ての高齢者が生きがいとゆとりを持ち安心して生活していくためには、高齢者に対する雇用・生涯学習・住環境の整備等を推進していくとともに保健・医療・福祉の仕組みを体系的に整備し、必要なサービスを効果的・効率的に提供していくことが必要です。

本市では、平成12年度から始まった介護保険制度における「杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事業計画(P61参照)」に合わせ「鹿島市高齢者保健福祉計画」を策定し、3年毎にその整合性を図るために見直しを行っています。

本計画は、これまでの計画の進捗状況を検証し、その成果と課題を踏まえて、基本理念を「生きがいとゆとりのある健康長寿と福祉のまちづくり」とし、総合的、体系的な高齢者保健福祉サービスの供給体制を計画的に整備するものです。

2. 計画の性格、法的位置づけ

本計画は、老人福祉法(P64参照)（第20条の8）の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として位置づけられるもので、本市では、老人保健施策も包含した「高齢者保健福祉計画」として策定しており、高齢者福祉事業全般の供給体制の確保に関して必要な事項を定めるものです。

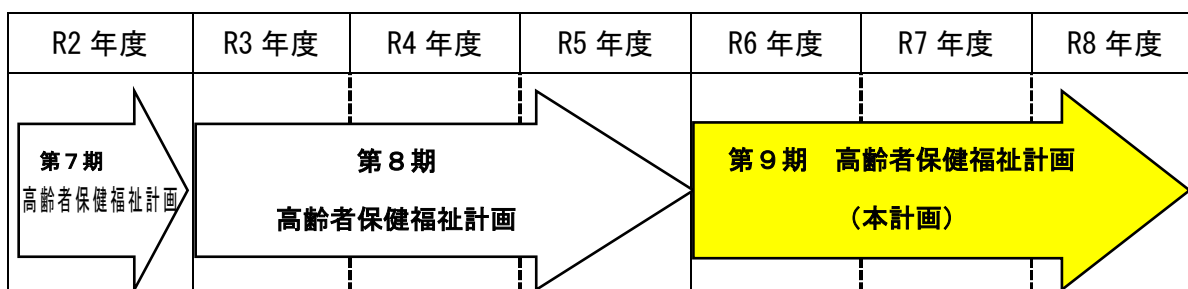
杵藤地区広域市町村圏組合が策定する介護保険事業計画は、介護保険法(P61 参照) (第 117 条第 1 項) の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として位置づけられるもので、介護保険事業の円滑な運営に関して必要な事項を定めるものです。老人福祉法及び介護保険法では、これら 2 つの計画を一体のものとして作成するように定められています。

老人福祉法 第 20 条の 8
<p>(市町村老人福祉計画)</p> <p>市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。</p>

介護保険法 第 117 条第 1 項
<p>(市町村介護保険事業計画)</p> <p>市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。</p>

3. 計画期間

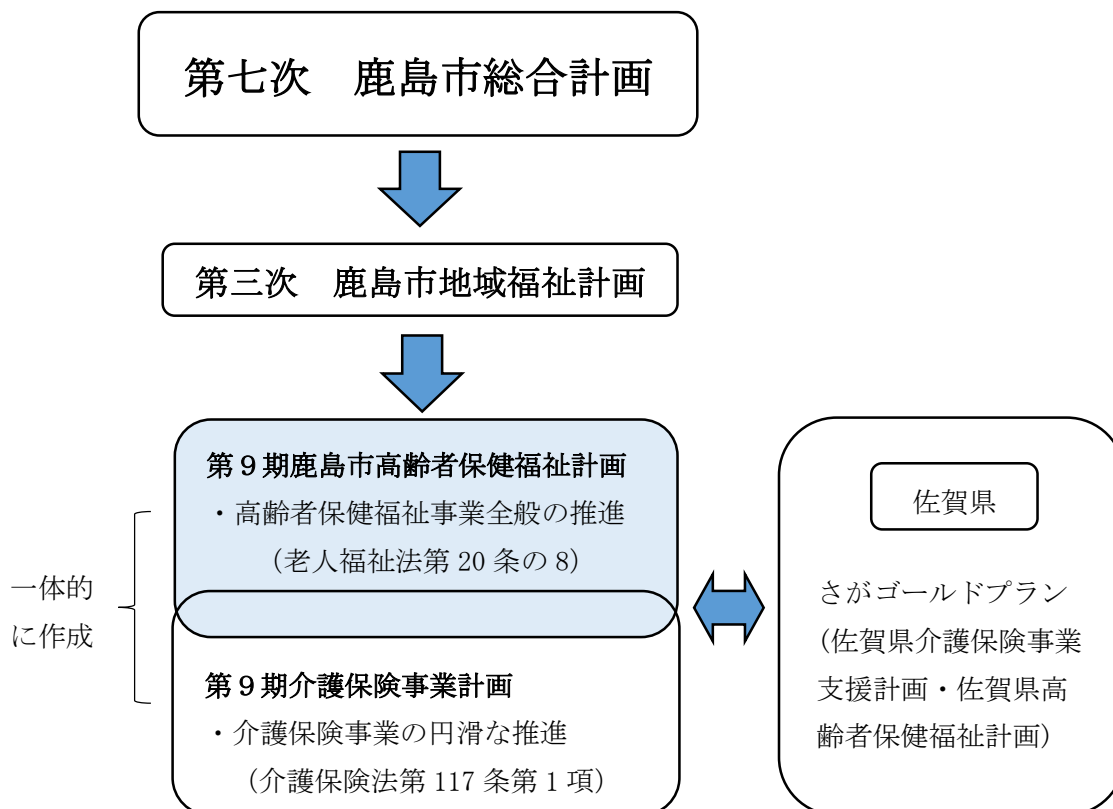
介護保険事業計画との整合性を図るため、令和 6(2024)年度から令和 8(2026)年度までの 3 年間の計画とし、3 年毎に見直しを行います。



4. 他計画との協力・連携

鹿島市の将来像やまちづくりの指針となる本市の最上位計画である「第七次鹿島市総合計画(令和 3 年度～7 年度)」において、本計画の推進を基本計画の主要施策

に位置づけ、福祉・保健・医療の充実を図り「みんなが住みやすく、暮らしやすいまち」を目指します。また、鹿島市地域福祉計画、鹿島市自殺対策計画等に基づく施策への協力・連携を図ります。



5. 計画策定体制及び策定後の点検体制

計画策定にあたっては、医療・保健・福祉の関係者や学識経験者、一般市民の代表者、関係行政機関の代表者で構成する「鹿島市高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置し、委員会において審議を行います。

また、高齢者の状況やニーズを収集するため、高齢者要望等実態調査及び在宅介護実態調査を実施しました。調査から課題の把握や社会資源の発掘をし、解決策として提供すべきサービスを考えていきます。

計画策定後、広報や地域説明会等を通して本計画に対する市民の理解を深め、将来必要とされる高齢者の保健福祉サービスの供給体制を整備します。

Ⅱ 鹿島市における高齢者の現状と将来推計

1. 高齢者等の状況

(1) 人口構造

本市の人口は、令和3(2021)年は28,324人でしたが、令和5(2023)年9月末は27,624人へ減り、令和6(2024)年以降の将来人口も減少が見込まれます。65歳以上の高齢者人口は、令和3(2021)年は9,361人でしたが、令和5(2023)年9月末は9,472人で、令和6(2024)年以降の将来高齢者人口も増加が見込まれ、高齢化率もそれに伴って増大していくことが想定されます。特に後期高齢者の人口は、団塊世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年に向けて、総人口が減少傾向にあるのに対して増加し続けることが見込まれます。

人口の推移・推計

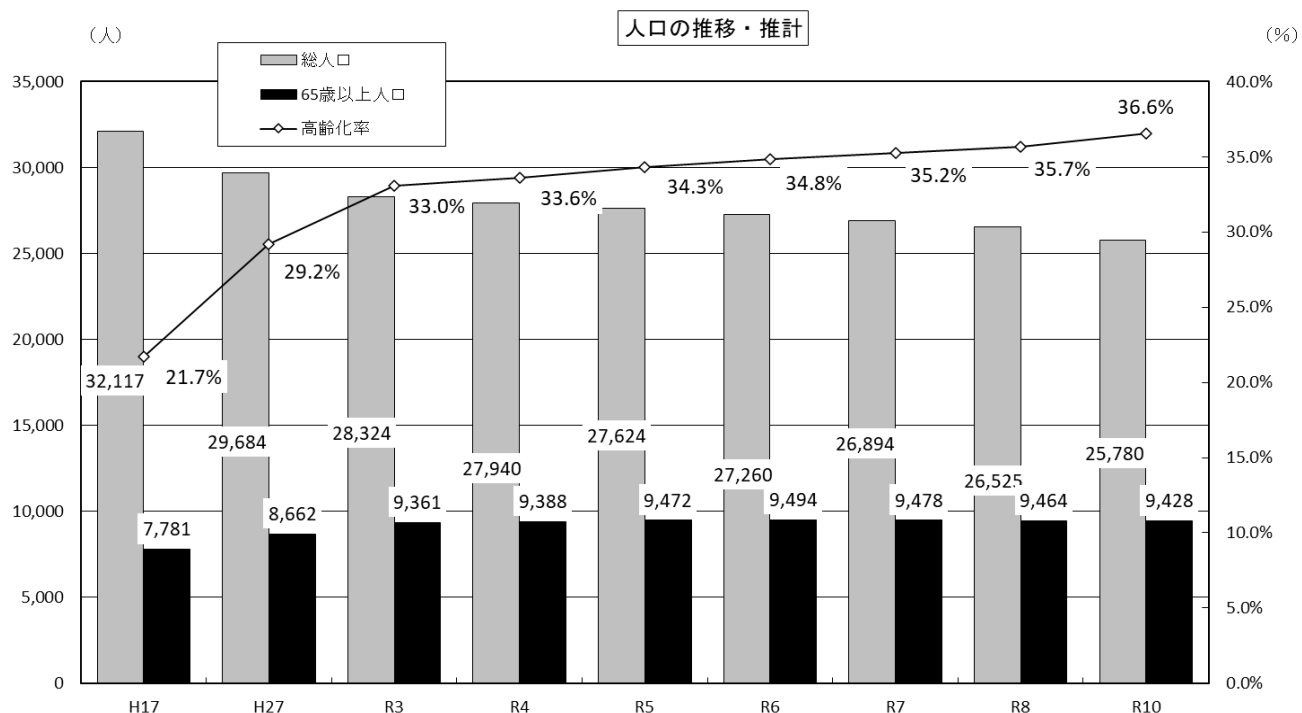
	住民基本台帳人口(人)							
	2005 (H17)	2015 (H27)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
総数	32,117	29,684	28,324	27,940	27,624	27,260	26,894	26,525
0～14歳	5,148	4,188	3,741	3,649	3,486	3,418	3,341	3,224
15～64歳	19,188	16,815	15,222	14,903	14,666	14,348	14,075	13,837
65～74歳	3,847	4,000	4,635	4,560	4,462	4,332	4,160	4,058
75歳以上	3,934	4,662	4,726	4,828	5,010	5,162	5,318	5,406
構成比	100.0%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	16.0%	14.1%	13.2%	13.1%	12.6%	12.5%	12.4%	12.2%
15～64歳	59.7%	56.6%	53.7%	53.3%	53.1%	52.6%	52.3%	52.1%
65～74歳	12.0%	13.5%	16.4%	16.3%	16.2%	15.9%	15.5%	15.3%
75歳以上	12.3%	15.7%	16.7%	17.3%	18.1%	19.0%	19.8%	20.4%

2005年、2015年は国勢調査 ※不詳値含む

2021年から2023年までは住民基本台帳各年9月30日現在(外国人含む)

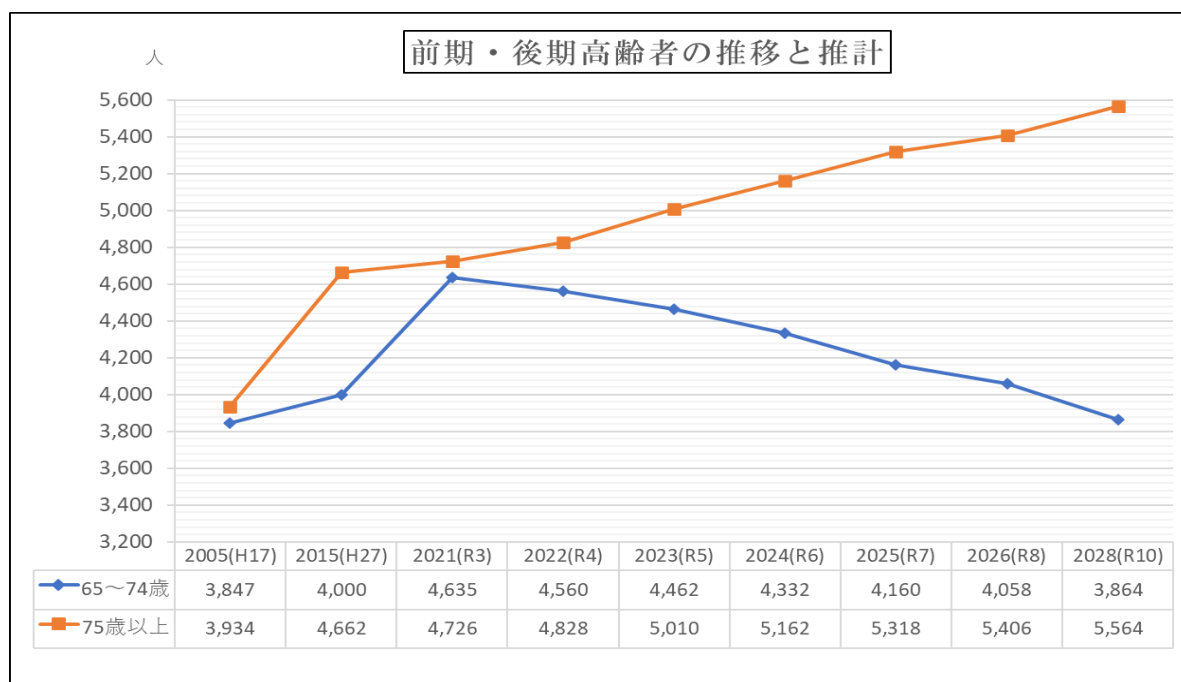
2024年以降は杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事業計画による推計値(外国人含む)

人口構造の推移と推計



* 平成17年・平成27年は国勢調査、令和3年から令和5年までは9月末日現在の住民基本台帳による（外国人含む）
令和6年以降は杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事業計画における推計値（外国人含む）

前期・後期高齢者の推移と推計



2023年までは住民基本台帳各年9月30日現在（外国人含む）

2024年以降は杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事業計画による推計値（外国人含む）

(2) 高齢者のいる世帯の状況

国勢調査によると本市の人口は減少しているのに対して世帯数は年々増加しています。高齢者のいる世帯は、高齢者人口の増加に伴い増え続けており、全体の世帯数の約5割以上を占めています。一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、核家族化の進展等により、今後ますます増加していくことが見込まれます。

社会福祉協議会(P62 参照)が行った高齢者実態調査の結果では、令和5年4月1日現在の本市の高齢単身者数は1,430人で、高齢者総数の15.21%を占めています。

世帯数等の推移

区分		平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
佐賀県	一般世帯数	286,239世帯	294,120世帯	301,009世帯	312,680世帯
	1世帯当たりの人員	3.03人	2.89人	2.67人	2.60人
	高齢者のいる世帯数	127,386世帯	133,702世帯	144,472世帯	151,769世帯
	高齢者のいる世帯の割合	44.5%	45.5%	48.0%	48.5%
	高齢者総数	196,108人	208,096人	229,335人	246,061人
	うち高齢単身者数	22,705	25,971	31,338人	36,646人
	高齢単身者数の割合	11.58%	12.48%	13.66%	14.89%
鹿島市	一般世帯数	9,945世帯	10,032世帯	10,085世帯	10,046世帯
	1世帯当たりの人員	3.23人	3.06人	2.94人	2.78人
	高齢者のいる世帯数	5,179世帯	5,306世帯	5,547世帯	5,781世帯
	高齢者のいる世帯の割合	52.1%	52.9%	55.0%	57.5%
	高齢者総数	7,781人	7,891人	8,662人	9,141人
	うち高齢単身者数	831人	1,013人	1,100人	1,290人
	高齢単身者数の割合	10.68%	12.84%	12.70%	14.11%

総務省「国勢調査」

(3) 高齢者の医療費及び疾病構造

本市の高齢者の1人当たりの医療費は、県平均と比較すると、入院はわずかに上回っていますが、外来は下回っています。主要疾病分類別件数をみると、最も多いのが循環器系の疾患で、次に多いのは、筋骨格系及び結合組織の疾患となっています。

高齢者の医療費

		令和4年度 1人当たり医療費 (円)		
		入院	外来	合計 (入院+外来)
佐賀県	後期高齢者医療	593,983	277,088	871,071
	国保(65~74歳)	265,088	212,453	477,541
鹿島市	後期高齢者医療	588,804	268,288	857,092
	国保(65~74歳)	278,390	192,225	470,615

事業年報より

高齢者の疾病構造

令和4年度

区 分	全体 (後期+国保(65~74歳))		うち国保 (65~74歳)	
	件数	割合	件数	割合
循環器系の疾患	27,318	22.3%	7,577	19.9%
眼及び付属器の疾患	15,755	12.9%	4,672	12.3%
筋骨格系及び結合組織の疾患	16,275	13.3%	4,536	11.9%
消化器系の疾患	11,025	9.0%	3,404	9.0%
内分泌、栄養及び代謝疾患	13,749	11.2%	5,922	15.6%
感染症及び寄生虫症	2,592	2.1%	778	2.0%
新生物<腫瘍>	4,389	3.6%	1,677	4.4%
尿路性器系の疾患	5,179	4.2%	1,319	3.5%
呼吸器系の疾患	5,022	4.1%	1,746	4.6%
損傷、中毒及びその他の外因の影響	2,815	2.3%	706	1.9%
皮膚及び皮下組織の疾患	4,570	3.7%	1,466	3.9%
神経系の疾患	5,092	4.2%	1,340	3.5%
精神及び行動の障害	2,394	1.9%	932	2.5%
症状、徴候及び異常臨床検査所見で他に分類されないもの	1,529	1.2%	409	1.1%
耳及び乳様突起の疾患	948	0.8%	282	0.7%
血液及び造血管の疾患並びに免疫機構の障害	187	0.2%	32	0.1%
先天奇形、変形及び染色体異常	32	0.0%	7	0.0%
妊娠、分娩及び産じょく	0	0.0%	0	0.0%
周産期に発生した病態	0	0.0%	0	0.0%
健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用	227	0.2%	71	0.2%
その他(上記以外のもの)	3,434	2.8%	1,109	2.9%
合 計	122,532		37,985	

国保データベースシステムより

(4) 高齢者の就業状況

本市の高齢者の就業状況を国勢調査で見ると、令和2年は32.9%で、前回（平成27年）を上回っており、県全体との比較では、大きく上回っています。

今後も、雇用延長・再雇用の促進やシルバー人材センターの事業促進を図り、高齢者の就業機会を確保していくよう努めます。

高齢者の就業状況

区分	平成17年			平成22年			平成27年			令和2年			
	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率	
佐賀県	65歳以上	196,108	44,043	22.5%	208,096	42,654	20.5%	229,335	54,851	23.9%	246,061	69,101	28.1%
	65～74歳	98,287	33,322	33.9%	95,069	31,007	32.6%	109,094	42,101	38.6%	120,816	54,523	45.1%
	75歳以上	97,821	10,721	11.0%	113,027	11,647	10.3%	120,241	12,750	10.6%	125,245	14,578	11.6%
鹿島市	65歳以上	7,781	2,133	27.4%	7,891	2,108	26.7%	8,662	2,572	29.7%	9,141	3,010	32.9%
	65～74歳	3,847	1,529	39.7%	3,482	1,401	40.2%	4,000	1,915	47.9%	4,488	2,341	52.2%
	75歳以上	3,934	604	15.4%	4,409	707	16.0%	4,662	657	14.1%	4,653	669	14.4%

総務省「国勢調査」

Ⅲ 高齢者保健福祉の政策目標と重点課題

1. 基本的な政策目標

本市の人口は減少傾向にあり、少子高齢化は進行し続けています。このような状況を踏まえ、高齢者保健福祉計画を策定するに当たり、政策目標と重点課題を掲げ、具体的施策を設定することにより、市内に住んでいる人々の今後の生活設計の指針と、高齢社会の将来展望を明らかにしていく必要があります。

本計画は、その基本理念を「生きがいとゆとりのある健康長寿と福祉のまちづくり」とし、全ての高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できる社会の実現を目指します。

2. 重点課題

(1) 介護予防の推進

高齢者がいつまでも元気に生活するには、できるだけ自立した生活を続け、寝たきりにならないようにすることが重要です。介護が必要になる前の状態にある人から、軽度の要介護者までを対象として実施する「地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」の対象者を的確に把握し、生活機能の維持と向上のために効果的な介護予防事業を展開します。

(2) 生活支援体制の充実

本市に住む全ての高齢者が生きがいとゆとりのある生活を送るためには、介護保険の対象とならない高齢者も含めた、総合的な保健福祉施策を積極的に展開していく必要があります。その中でも、要支援・要介護状態ではないが自立に不安な高齢者が安心して生活していくための支援体制を重点的に整備します。

(3) 生きがいづくりの推進

生きがいづくりを推進するために、高齢者の就労の場を確保するとともに、元気な高齢者が介護の担い手としても活躍できる体制の整備を行います。

また、趣味や芸能を生かした文化活動や地域の中で高齢者の豊かな経験や知識を生かした社会貢献活動を積極的に推進します。

(4) 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築の充実を図ります。

今後、高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域で暮らす全ての人々が一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創り、高め合う社会（地域共生社会）（P63 参照）の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

本市では、地域包括支援センター（P63 参照）がその役割を担い、関係機関との連携による支援体制を拡充させ、各種取組を行い機能の強化を図り、地域包括ケアシステムを推進します。

(5) 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターは、介護予防事業ケアマネジメントのほか、高齢者や家族に対する総合的な相談に応じます。

また、地域ケア会議を開催し課題やニーズを的確に捉え、対策を講じて解決に向けた取組を行います。認知症高齢者についても、早い段階から対応し早期支援に取り組めます。

(6) 認知症施策の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっているため、認知症の人にやさしい地域づくりを目指し、認知症施策を推進していくことが必要です。

認知症の人の尊厳を保持しながら意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境で自分らしく希望をもって暮らし続けることができるよう認知症施策に取り組んでいきます。

(7) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

高齢者は、複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的な繋がりが低下するといったいわゆるフレイル（P64 参照）状態になりやすいなど、疾病予防と生活機能維持の両面にわたる課題を有しています。高齢者保健事業は、75歳に到達すると、それ

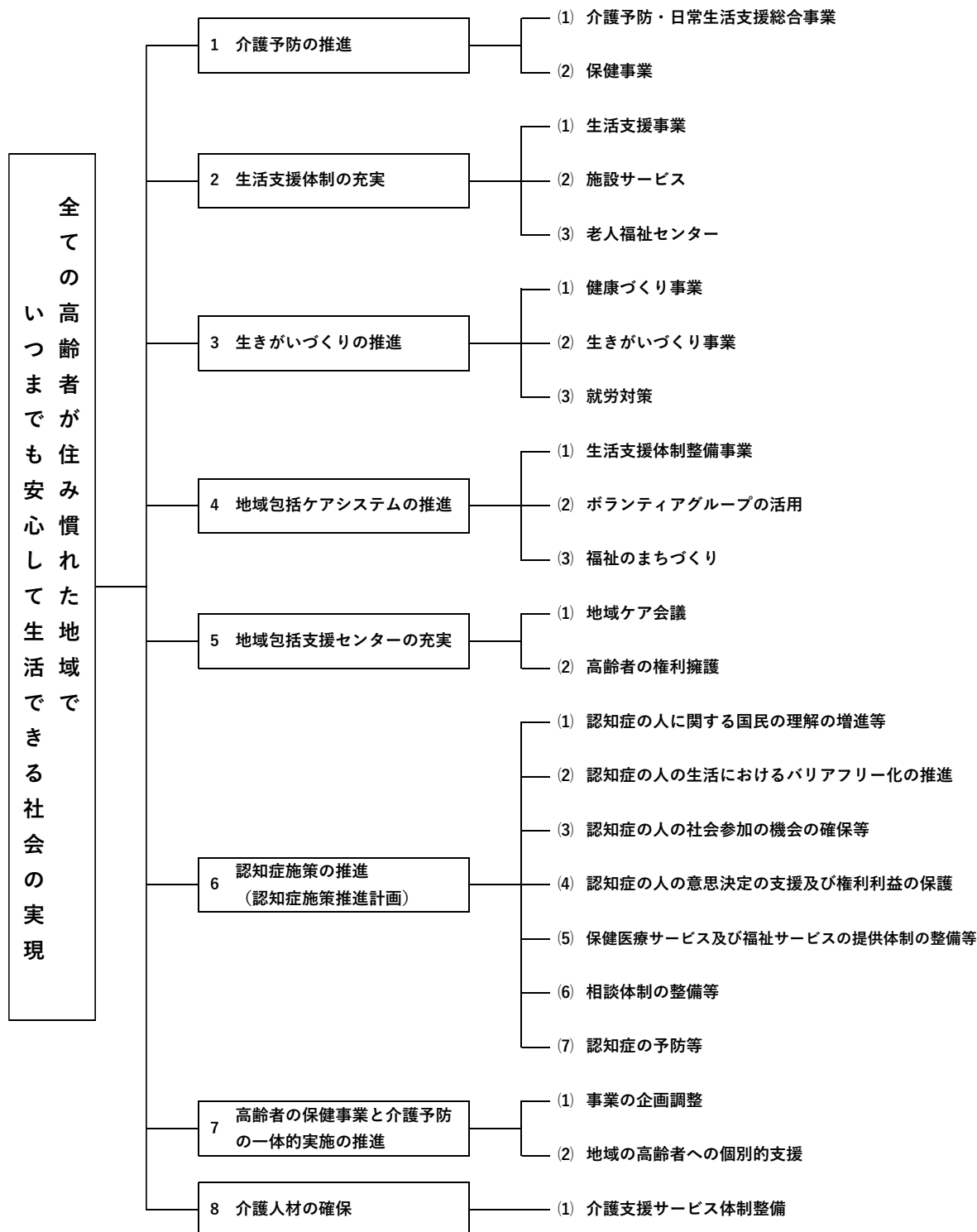
まで加入していた国民健康保険制度等から後期高齢者医療制度に異動し、後期高齢者医療広域連合が主体となるため保健事業が継続されていませんでした。また一方で介護予防は市が主体となって実施しているため、健康状況や生活機能の課題に一体的に対応できていませんでした。そこで、本市では、身体的、精神的及び社会的な特性（フレイル等）を踏まえ、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな住民サービスを提供し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでいます。

（8）介護人材の確保

少子高齢化により全国的に介護職の人材不足が大きな問題となっているなか、本市では令和2年度から令和5年度まで「介護職員就職支援補助金」制度を設けました。また、ハローワーク鹿島等と共催し、市内介護事業所による合同就職説明会を開催しました。今後も介護の魅力について発信し、高齢者が安心して暮らせるような体制づくりを目指します。

3. 重点課題の体系図

基本理念：生きがいとゆとりのある健康長寿と福祉のまちづくり



第2章 各論

I 具体的施策の展開

II 高齢者保健福祉に関する行政等の体制

第2章 各 論

I 具体的施策の展開

1. 介護予防の推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活が継続できるよう支援するために介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）、包括的支援事業、任意事業を実施します。この中でも、平成 29 年度に介護予防事業から移行した総合事業は、①介護予防・生活支援サービス事業、②一般介護予防事業により、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援体制の確立を目指します。杵藤地区広域圏内の市町で情報の共有を行い、また生活支援コーディネーター（P63 参照）と連携しながらサービスの充実を図ります。

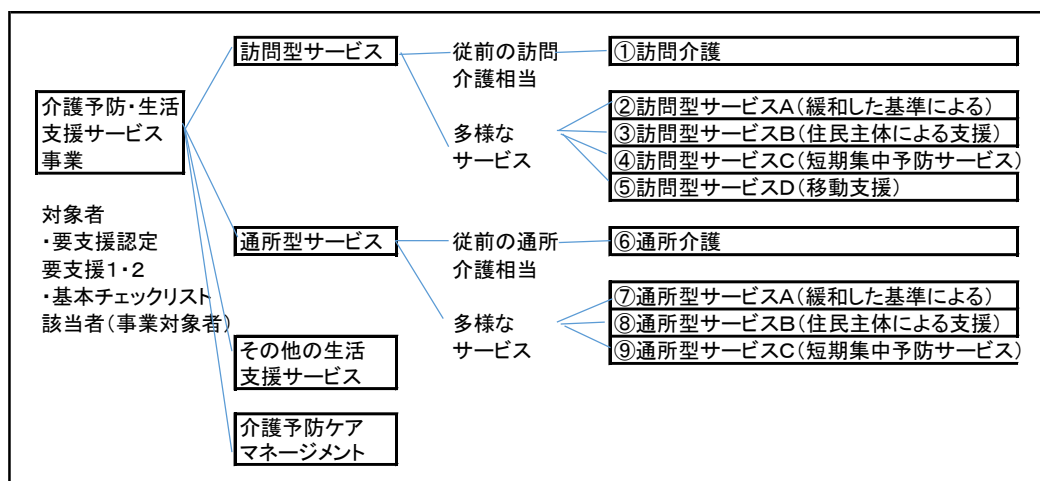
① 介護予防・生活支援サービス事業

介護保険の認定を受けた要支援者と、基本チェックリスト（P61 参照）から該当になった事業対象者に、訪問型・通所型サービスに加え、その他の生活支援サービスや介護予防ケアマネジメント（P61 参照）を行う事業です。

杵藤地区広域圏内の市町では、平成 29 年度から要支援者の訪問介護と通所介護は総合事業の訪問介護（図 1-①）、通所介護（図 1-⑥）に移行され、平成 30 年度からサービス提供体制が緩和された通所型サービス A（図 1-⑦）を提供しています。

また、平成 30 年度から専門職が短期集中的に訪問指導を行う訪問型サービス C（図 1-④）、令和 2 年度からは生活機能の向上、改善を行う通所型サービス C（図 1-⑨）を実施しています。今後も、地域の実情に応じて多様なサービスの内容を検討していきます。

図1 介護予防・生活支援サービス事業



ア 訪問型サービスC

[現状]

介護予防ケアマネジメントに基づき通所が困難な高齢者を看護師等の専門職が訪問し、短期集中的に3ヶ月の期間(2週間に1回)を目安に、自立した生活を送るための指導を行っています。

訪問型サービスCの実施状況・()は2月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数 (人)	10	8	(0)

[今後の方針]

看護師等の専門職が訪問し、「うつ予防」「閉じこもり予防」や「口腔機能(P62参照)向上」「栄養改善」等の必要な相談・指導を継続します。

イ 通所型サービスC

[現状]

令和3年1月から市内の介護保険事業所に委託して開始しています。担当するケアマネージャーが作成した介護予防ケアマネジメントに基づき、事業所のリハビリ専門職員が個別支援計画を作成し、短期集中的に3ヶ月の期間(1週間に1回)パワーリハビリのマシンを使った運動器の機能向上訓練等を実施しています。

第2章 各 論

通所型サービスCの実施状況・（ ）は2月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所型サービスC開催回数(回)	4	12	(12)
延べ参加人数(人)	22	77	(93)

[今後の方針]

総合相談等より事業対象者を把握し、通所型サービスCを実施することで、要介護状態にならないように支援します。

② 一般介護予防事業

65歳以上の全ての高齢者を対象に、各種教室を通じて、介護予防に関する知識の普及や生活機能の維持及び向上を図るための事業を実施しています。また、要介護状態等になる恐れのある高齢者を早期に把握し、その心身の状態に応じて「通所型介護予防事業」等の事業を行います。今後は75歳以上の高齢者の健診・保健指導を行う保健事業部門と連携しながら、高齢者の介護予防と保健事業を一体的に実施していきます。

ア 通所型介護予防事業

[現状]

市内の介護保険施設（通所リハビリセンター、デイサービスセンター）にてパワーリハビリのマシンを使った運動器の機能向上教室や、歯科衛生士・言語聴覚士等による口腔機能(P62参照)向上プログラムを実施しています。

通所型介護予防事業の実施状況・（ ）は2月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
運動機能向上教室 延べ利用者数(人)	373	369	(517)
口腔機能向上教室 延べ利用者数(人)	17	15	(22)

[今後の方]

対象者の状態に応じて「運動器の機能向上(機能訓練)(P61参照)」、「口腔機能の向上」等のプログラムによる通所型の介護予防サービスの拡充を図ります。

イ 高齢者教室(P62参照)(出前講座)

[現状]

第2章 各 論

介護予防の基本的な知識を広く普及・啓発するため、地域の老人クラブ等で開催される高齢者教室や会食会等で介護予防に関する啓発を行っています。また、地区の公民館等で介護保険についての制度説明も実施しています。

高齢者教室（音楽サロン除く）の実施状況・（ ）は2月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教室開催回数 (回)	14	12	(4)
延べ参加人数 (人)	222	207	(67)

[今後の方針]

介護予防について普及・啓発をするため地域へ出向き、介護予防事業を展開していきます。

ウ ロコモ予防教室

[現状]

骨・関節・筋肉等の運動器の働きが衰えること（ロコモティブシンドローム＝運動器症候群）で日常生活自立度が低下しないよう、平成25年度からロコモ予防のための運動教室を年間を通して毎週開催しています。平成27年度からは、参加者の中から数名がボランティアで運動の指導活動を始めて地区サロンの立ち上げにつながっています。また、運動ボランティアを養成するロコモ予防運動サポーター教室を開催し、市の運動教室でサポーターとして協力を得ています。

ロコモ予防教室の実施状況・（ ）は2月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教室開催回数 (回)	28	38	(37)
延べ参加人数 (人)	2,081	2,172	(2,141)

[今後の方針]

運動する場を確保することで、65歳以上に限らず若い世代から身体機能低下予防の必要性を自覚し、運動習慣を身につけるきっかけづくりとなるような教室を開催し、自立した生活を支援します。また、地域での自主サークルの立ち上げが拡大するように支援します。他係（予防係・国保係）とも連携しながら、参加者の拡充を図ります。特に男性の参加者が少ないため、年間10人程度の参加を目標に声かけや広報等で周知し参加を促進します。

第2章 各 論

エ 音楽サロン・栄養教室

[現状]

平成 26 年度から、口腔機能・嚥下機能・心肺機能・運動機能の向上や認知機能低下予防等様々な効果が期待できる、音楽を取り入れた音楽サロンを開催しています。平成 29 年度からは、定例にコースで開催する音楽サロン講座を追加しました。令和 2 年度からは、新型コロナウイルス予防対策のため、クッキングから栄養教室へ内容を変更し実施しています。

音楽サロンの実施状況・（ ）は 2 月末現在

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
サロン開催回数 (回)	18	22	(19)
延べ参加人数 (人)	285	336	(396)

栄養教室実施状況・（ ）は 2 月末現在

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
教室開催回数 (回)	2	4	(4)
延べ参加人数 (人)	21	40	(49)

[今後の方針]

周知・広報の方法を検討しながら未開催地区での出前講座の開催を図ります。また、音楽サロン、栄養教室の内容を充実させ、参加者の認知症予防や口腔・嚥下・心肺・運動機能の向上や栄養改善に取り組んでいきます。

オ 脳若教室

[現状]

平成 30 年度から、タブレット端末 (iPad) を用いた脳トレーニングやレクリエーション講座を行う脳若教室を開催しています。認知症予防のためのプログラムにより行い、参加者へ効果測定の結果や評価の報告をしています。

脳若教室の実施状況・（ ）は 2 月末現在

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
教室開催回数 (回)	12	12	(12)
延べ参加人数 (人)	79	100	(133)

[今後の方針]

広報等で周知し参加人数の増大に取り組み、認知症の予防、進行を遅らせるよ

第2章 各 論

う推進します。

カ 生きがいデイサービス

[現状]

介護保険の要支援・要介護認定を受けていない高齢者を対象に、外出の機会をつくることで、閉じこもりを予防し、いつまでも生きがいのある生活を送れるように支援するための通所型サービスで、給食、入浴、生活指導やレクリエーション等の各種サービスの提供を行っています。本市は3事業所が実施しています。

生きがいデイサービスの実施状況・（ ）は2月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	89	72	(88)
延べ利用者数 (人)	3,178	3,057	(2,672)

[今後の方針]

高齢者が元気に地域で暮らせるように、外出を支援し、健康増進と介護予防を図ります。

キ 食生活改善事業

[現状]

食生活が偏りがちになるひとり暮らし等高齢者に対し、食生活の質の向上と健康維持を目的に、公民館等で定期的に食生活指導の講習会や会食会を行っています。多くの高齢者と一緒に食事をすることで孤独感の解消を図り、閉じこもり防止となるよう働きかけています。

食生活改善事業の実施状況・（ ）は2月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数 (回)	65	117	(154)
延べ利用者数 (人)	909	1,574	(2,276)

[今後の方針]

食生活の改善を通じ高齢者の地域との関係を保ちながら在宅生活を支援します。

③ 包括的支援事業

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるように、保健師、社

第2章 各 論

会福祉士、介護支援専門員等の専門職を配置する「地域包括支援センター(P63 参照)」が中心となり、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的かつ継続的に支援するものです。また、平成 28 年度からは「在宅医療・介護連携推進事業」や「生活支援体制整備事業」を実施し、平成 29 年度からは「認知症施策推進事業」の中心となる認知症初期集中支援事業に取り組んでいます。

ア 介護予防ケアマネジメント事業（介護予防支援・事業対象者含む）

〔現状〕

予防給付の介護予防ケアマネジメント事業として、介護保険で要支援 1、要支援 2 の認定者及び基本チェックリストで該当した事業対象者の介護予防ケアプランを作成しています。高齢者本人や家族等の意見・要望を踏まえ、利用者の状況に応じた目標を設定し、介護予防のためのサービス利用につなげています。

介護予防ケアマネジメント事業の実施状況・（ ）は 2 月末現在

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月平均ケアプラン作成件数（件）	327	309	(318)

〔今後の方針〕

高齢者本人及び家族の意向や生活環境を踏まえ、利用者の自立に向けた介護予防ケアマネジメントを実施します。

イ 総合相談支援事業

〔現状〕

高齢者が安心して生活を続けられるようにするためには、介護保険サービスだけでなく、地域の様々な社会資源を活用した支援が必要になります。地域包括支援センターでは、社会福祉士が中心となり関係機関のネットワークを活かしながら、自宅等への訪問を含め、高齢者の相談、支援を行います。

総合相談支援事業の実施状況・（ ）は 2 月末現在

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談件数※新規相談のみ（件）	1,176	1,091	(775)

〔今後の方針〕

高齢者の生活を守るために多様な支援ニーズを把握し、専門的・継続的な相談支援を行い適切なサービス利用につなげます。

第2章 各 論

ウ 包括的・継続的マネジメント事業

〔現状〕

高齢者に対する包括的・継続的な支援を実施するため、地域における介護支援専門員への支援として、ケアプランへの助言や困難事例への支援、事例検討会等を行っています。また、定期的にケアマネ情報交換会や管理者交流会を開催し、情報交換や相互のスキルアップを図っています。

包括的・継続的ケアマネジメント事業の実施状況・（ ）は2月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアマネ情報交換会開催回数 (回)	3	5	(5)
主任ケアマネ交流会開催回数 (回)	3	5	(5)

〔今後の方針〕

各関係機関との連携を強化し、総合的な支援が行えるよう研修会や情報交換会等を開催します。

エ 在宅医療・介護連携推進事業

〔現状〕

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者へ必要な支援を一体的に提供するため、平成28年度から鹿島藤津地区医師会へ委託し、地域住民への普及啓発や相談支援、提供体制の構築などに取り組んでいます。

〔今後の方針〕

市民公開講座などを開催し普及啓発を促進します。また、医療・介護関係者の連携を深めるため、多職種での研修会に積極的に参加します。

④ 任意事業

ア 食の自立支援事業 (P62 参照)

〔現状〕

調理が困難なひとり暮らし等の高齢者を対象に、配食サービスを実施しています。定期的に居宅を訪問して、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに安否の確認を行っています。

食の自立支援事業の実施状況・（ ）は2月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	89	84	(95)
延べ配食数 (食)	5,354	5,227	(5,227)

[今後の方針]

食事の提供を通して定期的な訪問を行い、高齢者の安否確認、体調管理など在宅生活を支援します。

イ 愛の一声ネットワーク活動

[現状]

ひとり暮らしで見守りが必要な高齢者に対し、民生委員をはじめボランティアの協力により2~3人の見守り体制を作り、定期的に声かけや安否確認を行っています。

愛の一声ネットワークの実施状況・（ ）は10月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ネットワーク数 (地区)	31	30	(29)
利用者数 (人)	112	109	(107)

[今後の方針]

民生委員等の協力を得て、ひとり暮らし等高齢者の生活状況を把握し、地域での見守り体制を支援します。

(2) 保健事業

保健センター(P64 参照)は、市民の健康づくりの拠点として乳幼児から高齢者に至るまで親しまれ利用されています。保険健康課の職員が常駐し、各種保健事業等対人保健サービスを実施しています。今後も、高齢者の健康づくりの支援の場として、健康相談・健康診査・がん検診・健康教育等の各種保健事業の推進を図ります。

また、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症対策および同ワクチン接種については、最近の情報に基づき、国や県、医療機関などの協力・連携のもと対応策を講じてきました。令和5年度に感染症の位置づけが2類相当から5類に移行し、ワクチン接種事業も令和6年度から大幅な見直しが検討されていますが、

第2章 各 論

引き続き必要な施策に取り組んでいきます。

① 生活習慣病 (P62 参照) 予防

高齢者医療費の増大等を踏まえ、生活習慣病予防に重点を置いた保健指導を徹底するために、平成 20 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」第 18 条に定める特定健康診査等基本指針に基づき、医療保険者に対し、40 歳から 74 歳の被保険者を対象とする特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられました。

ア 特定健康診査

〔現状〕

糖尿病、高血圧症、脂質異常症、高脂血症、肥満症等の生活習慣病、特にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者や予備群を減少させることを目的に実施しています。また、特定健康診査受診者に対して、生活習慣改善の必要度に応じて「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」の階層化を行っています。

特定健康診査の状況・（ ）は 1 月末現在

（単位：％、人）

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績		42.9%	43.0%	(35.9%)
40-64 歳 (人)	対象者数	1,703	1,623	(1,757)
	受診者数	542	524	(446)
65-74 歳 (人)	対象者数	2,772	2,701	(2,704)
	受診者数	1,379	1,337	(1,158)
合計 (人)	対象者数	4,475	4,324	(4,461)
	受診者数	1,921	1,861	(1,604)

〔今後の方針〕

生活習慣病の早期発見・重症化予防のために、受診率の向上を目指します。

イ 特定保健指導

〔現状〕

第2章 各 論

特定健康診査の結果、その階層化により「動機付け支援」、「積極的支援」となった人を対象として、医師・保健師・管理栄養士等により保健指導を行っています。

特定保健指導の状況・（ ）は1月末現在 (単位：％、人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績		64.9%	66.5%	(23.5%)
40-64歳(人)	指導対象者数	96	88	(92)
	終了者数	56	55	(18)
65-74歳(人)	指導対象者数	132	133	(129)
	終了者数	92	92	(34)
合計(人)	指導対象者数	228	221	(221)
	終了者数	148	147	(52)

[今後の方針]

健康診査結果から本人が身体状況を理解した上で、生活習慣改善の必要性を認識し、自らが行動目標を設定して実行できるような支援を実施します。

② 健康診査

[現状]

健康診査は、健康状況を把握し、疾病の予防・早期発見・早期治療を目的として実施しています。各種がん検診、骨粗しょう症検診は、健康増進法に基づき、疾病の早期発見・早期治療に結びつけるよう受診率の向上を目指して実施しています。結核診断は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により65歳以上の人を対象に実施しており、受診しやすいように各地区公民館など延べ37か所で行っています。75歳以上の健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、佐賀県後期高齢者医療広域連合が実施しています。

各種検診の受診状況（40歳以上）・（ ）は1月末現在（単位：人）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
胃がん検診	713	654	(679)
子宮がん検診（20歳以上）	1,031	1,081	(932)
肺がん検診	1,320	1,231	(1,295)
乳がん検診	739	694	(661)
大腸がん検診	1,625	1,554	(1,599)
前立腺がん検診	589	577	(583)
骨粗しょう症	129	137	(129)
75歳以上の健康診査	948	899	(838)

〔今後の方針〕

検診の受診勧奨、受診しやすい環境整備に努め、疾病の早期発見・早期治療のため受診率の向上を目指します。特に結核については、本市の罹患率は県内でも高い状況にあり、結核健康診断の受診率は県平均と比較すると大きく上回っていますが、さらなる受診率向上を目指し、高齢者サロン等で健康教育を行い、結核についての啓発活動を実施します。

③ 健康増進事業

〔現状〕

高齢期においても健康を保ち、健やかで充実した生活を送ることができるように、健康の保持・増進、疾病の早期発見・早期治療を図るため、健康手帳の交付、健康教育・健康相談(P61参照)、健康診査、訪問指導等を実施しています。

〔今後の方針〕

高齢者人口の増加に対応した介護予防につながるように、保健事業の充実を図るため、健康教育や食生活改善推進員等の住民参加による健康づくり活動を推進します。

2. 生活支援体制の充実

(1) 生活支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けるためには、要介護状態にならないための予防や日常生活を支えていく施策が必要です。本市では高齢者の生活

第2章 各 論

支援事業として、以下の事業に取り組んでいます。

① 軽度生活援助

〔現状〕

介護保険の要支援・要介護認定を受けていない高齢者を対象に、家庭にヘルパーを派遣し、軽易な日常生活の援助を行うことにより自立した生活の継続を可能にするとともに、要支援・要介護状態への進行を予防しています。

軽度生活援助の実施状況・（ ）は2月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	18	14	(14)
延べ利用回数 (回)	486	454	(359)

〔今後の方針〕

日常生活の中で必要な援助を行うことで、介護保険の対象とならずに在宅生活が継続できるように支援します。

② 福祉有償運送

〔現状〕

要介護者や身体障がい者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な人に対して、NPO 法人等が自家用車（移送用リフト付車両等）を使用して有償の移送サービスを行います。本市は、杵藤地区内構成市町で構成される杵藤地区福祉有償運送運営協議会に加入しています。

〔今後の方針〕

公共交通や民間の移送サービス等と共存しながら、ニーズに応えられるよう今後も杵藤地区福祉有償運送運営協議会に参画し、高齢者や身体障がい者等の外出機会の確保と社会参加を促進するため、移送サービスが充足するように努めます。

③ 緊急通報システム等整備

〔現状〕

平成4年度から、ひとり暮らしの高齢者等を対象に、既存の電話機に設置する緊急通報装置を貸与し、近隣住民が協力員として見守りを行う事業です。このシステムは電話回線を利用したもので、あらかじめ協力者となっている3人へ通報

第2章 各 論

が鳴り次第訪問して緊急時の対応を行います。令和元年度からは消防署と連携し、更に緊急時の適切な対応ができるようになりました。また、緊急通報装置が正常に作動するように、民生委員の協力を得て毎年定期点検を行っています。

緊急通報システムの設置状況・（ ）は2月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規設置世帯数 (世帯)	11	10	(7)
年度末設置世帯数 (世帯)	128	113	(99)

[今後の方針]

ひとり暮らしや見守りが必要な高齢者が、安心・安全に在宅生活を継続できるように緊急通報装置の設置の促進に努め、急病や災害時等の緊急事態にも迅速で適切な対応ができる救援体制を図ります。また、固定電話を設置していなくても使用できるシステムを新たに導入し、見守りの強化を図ります。

④ 生活管理短期宿泊事業

[現状]

要支援・要介護認定のないひとり暮らしの高齢者を対象に、生活習慣の欠如や対人関係が成立しない等、社会適応が困難な高齢者に、養護老人ホーム(P64 参照)の空きベッドを活用して一時的に宿泊させ、生活習慣の改善や体調調整に関する支援・指導を行うことで、社会復帰を支援しています。

生活管理短期宿泊事業の実施状況・（ ）は2月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	1	1	(0)
延べ利用日数 (日)	14	7	(0)

[今後の方針]

関係者間の調整を図り、受入先の養護老人ホームとの連携を強化し、相談があったときは迅速に対応できるように努めます。

⑤ グループリビング（高齢者共同生活）

[現状]

概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し、加齢による身体機能の低下を補いながら共同生活形態を作り、自立した生きがいのある生活を送ることを目的と

第2章 各 論

した事業です。平成12年度から鹿島市高齢者福祉施設「一本柿荘」の6室を居住スペースに利用しており、平成16年度からは空き部屋を活用したショートステイ（短期入所）を実施しています。

グループリビングの実施状況・（ ）は2月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入居者数 (人)	1	2	(2)
ショートステイ延べ利用者数 (人)	1,133	937	(1,115)

[今後の方針]

安心して自立した生活ができるような施設を目指します。

⑥ 紙おむつ支給事業

[現状]

要介護認定を受けている在宅の高齢者とその家族を対象に、介護に必要な紙おむつを支給することにより、経済的負担の軽減や在宅生活の継続を支援するため、紙おむつ支給給付券の給付を行っています。

紙おむつ支給事業の実施状況・（ ）は2月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	12	14	(15)

[今後の方針]

広報等で制度を周知し、紙おむつ支給給付券を交付することにより、在宅の生活を継続できるよう支援します。

(2) 施設サービス

① 養護老人ホーム

[現状]

概ね65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由により在宅での生活を営むことが困難な場合に利用できる施設です。

養護老人ホームの入所状況・（ ）は2月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末入所者数 (人)	15	14	(14)

[今後の方針]

第2章 各 論

入所者の自立支援及び社会参加を促進し、住み慣れた地域に戻り自立した生活を送ることが可能な高齢者に対する環境調整を行うこと、また、地域に戻って自立した生活を送ることが困難な入所者に対する質の高い個別的及び継続的な伴走型の支援を提供できるように支援します。

② 地域共生ステーション（ぬくもいホーム、宅老所）

〔現状〕

地域共生ステーションは、年齢や障害の有無に関わらず、子どもから高齢者まで地域の中で安心して生活できるように、地域住民や CSO（市民社会組織）（P62 参照）、ボランティア等が参加、協働し、多様な福祉サービスを提供する施設です。サービス提供対象者が高齢者中心の場合は「宅老所」、対象を限定せず分野を複数とする場合は「ぬくもいホーム」となります。

地域共生ステーションの状況・（ ）は 2 月末現在

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年度末施設数 (か所)	9	9	(9)

〔今後の方針〕

佐賀県では小学校区ごとの整備を推進しています。本市においても、1 小学校区に 1 施設を目標に未整備校区（浜、古枝）への開設ができるよう補助金等を活用した整備を推進します。

（3）老人福祉センター

〔現状〕

地域の高齢者の様々な相談に応じるとともに、健康増進、教養の向上やレクリエーションのために利用する施設です。本市では昭和 46 年に中川公園内に設置されましたが、平成 26 年 10 月に市民交流プラザの一施設として移設し、施設内には機能回復訓練室や入浴施設など設備が充実しています。生きがいつくりの活動拠点、趣味のサークル活動や高齢者同士の交流の場として活用されています。

〔今後の方針〕

高齢者同士の交流や憩いの場及び生きがい活動の場として推進し、今後は介護予防事業を実施できるよう施設の効果的な活用を図ります。

3. 生きがいつくりの推進

(1) 健康づくり事業

[現状]

健康寿命（認知症や寝たきりにならない状態で自立した生活ができる期間）を延ばし、生きがいや生活の充実感を持って暮らしていくことを健康づくりの目標として、食と健康づくり、高齢者のスポーツレクリエーション活動の推進、保健・医療の充実、各種検診の勧奨、高齢者インフルエンザ予防接種費用助成、自殺予防対策等に取り組んでいます。地域の老人クラブや団体等は蟻尾山運動公園等でグラウンドゴルフ大会の開催や、スポーツレクリエーション等に参加しており、高齢期においても適度な運動をすることで健康・体力の保持・増進につながっています。

[今後の方針]

高齢者が心身ともに健康で充実した生活が送れるように、生活習慣病予防事業の促進、高齢者のスポーツレクリエーション活動の推進、保健の充実、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防、フレイル(P64 参照)予防等の施策に積極的に取り組みます。また、40 歳代からの健康教育、健康相談や心の健康づくり等を引き続き実施します。

(2) 生きがいつくり事業

高齢者が自らの経験や能力を活かして活動することは、生きがいつくりの一つの手段でもあり、活力ある地域社会をつくるうえでも重要であることから、積極的な交流が図られる機会と場の整備を行い、高齢者の社会参加の拡大を図ります。

① ゆめさが大学鹿島校

[現状]

平成 13 年に開校した「ゆめさが大学鹿島校」（旧高齢者大学鹿島校）では、高齢者の積極的な地域社会活動への参加を促し、生きがいのある豊かな人生を創造できるよう、各種講座を通じて更なる能力開発を支援するとともに、長寿社会における地域活動のリーダーの養成を目的に事業を実施しています。学生自らの学園祭の開催や、学習課程で習得した知識を活用して、卒業後も地域のリーダーとして活躍しています。

第2章 各 論

[今後の方針]

今後も、高齢者の生きがいつくり事業として、学習機会の確保と人材育成を図ります。

② 陶芸サークル

[現状]

趣味を通じた生きがいつくりと健康づくりを目的として、陶芸サークルを開催しています。毎年、作品展や展示即売会を行うことで創作意欲が沸き、やりがいを持って活動ができています。

陶芸サークルの状況・（ ）は2月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末生徒数 (人)	16	12	(13)

[今後の方針]

高齢者が楽しく安全に活動できるよう、施設の維持管理に努め、高齢者の生きがいつくりの向上を支援します。

③ 老人クラブ連合会の活動

[現状]

地域を基礎とする高齢者の自主的な組織として、仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして社会活動に取り組み、明るい長寿社会をつくることを目的としています。本市の老人クラブ連合会は、社会奉仕活動や健康増進活動及び教養講座等を実施し、老人クラブ連合会を構成する単位老人クラブの活動を推進しています。

老人クラブ連合会への加入状況：4月1日現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
単位クラブ数 (クラブ)	42	41	(43)
会員数 (人)	2,075	1,946	(1,916)

[今後の方針]

老人クラブ連合会の活動を推進し、地域コミュニティー・生きがいつくりを目指します。また、その知識や経験を活かして地域社会の担い手として活躍できるよう支援します。さらに、単位老人クラブのない地区へのクラブ発足の促進や、

第2章 各 論

既存の単位老人クラブへの新規会員の加入促進を図り会員増に努めます。

(3) 就労対策

[現状]

本市では、いつまでも現役として活躍することを生きがいとして就労できるようにシルバー人材センターの活動を推進しています。本市のシルバー人材センターは、高齢者の技能と経験を生かし、高齢者の社会参加の意識高揚と生きがい対策を目的として平成2年4月に設立されました。活動内容は、庭木の剪定や除草、農作業ほか多種に及んでおり、令和元年度からは空き家対策にも取り組んでいます。

シルバー人材センターの状況・（ ）は2月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末会員数 (人)	208	209	(209)
就業延人員 (人)	21,748	21,551	(15,813)

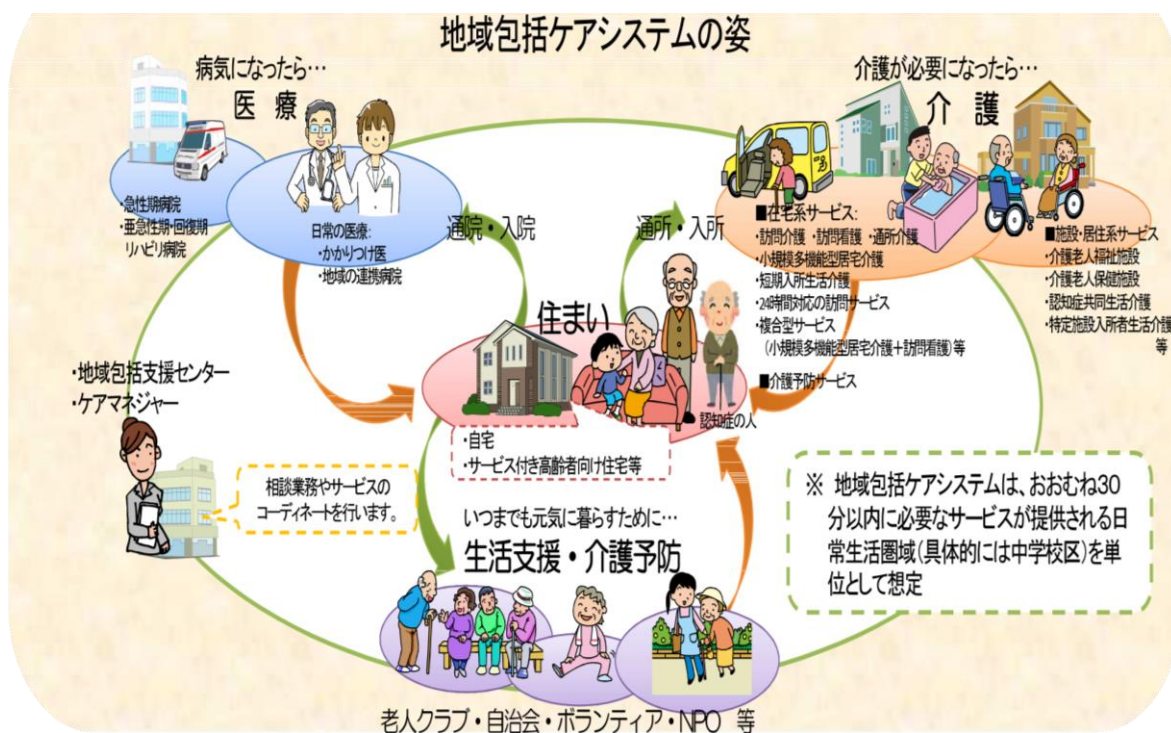
[今後の方針]

働く意欲のある高齢者のために、就労に結びつく研修会など情報提供を行い、知識・技能の向上を図ります。また、シルバー人材センターの利用促進に努めます。このほか、佐賀県シニアはたらきたいけん推進協議会との情報・連携や、ハローワーク鹿島によるシニア求人等への就労を支援します。

4. 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活を続けられるように、地域の特性を考えながら、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供できる体制の構築に努めることが重要です。「医療」「介護」「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えます。

少子高齢化等により「共助」「公助」の大幅な拡充を期待することは難しく、「自助」「近助」「互助」の果たす役割が大きくなることを意識した取り組みを検討します。また、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進します。さらに今後は、支援体制を強化し、地域共生社会(P63参照)の実現を目指します。



資料：厚生労働省

(1) 生活支援体制整備事業

〔現状〕

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、医療・介護などの専門的な支援に加え、地域の力や住民同士で支え合う「地域主体」「住民主体」の「福祉のまちづくり」が重要です。

本市では、平成 28 (2016) 年度から、「生活支援体制整備事業」を鹿島市社会福祉協議会 (P62 参照) へ委託し、まちづくりのサポート役として「生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)」を配置し、地域課題やニーズの把握、地域の福祉資源を研究、発掘、新たな「生活支援サービス」の創設などに取り組んでいます。

第2章 各 論

〔主な事業〕

- ・「第1層協議体(P61参照)」：市全体を対象とした協議の場
- ・「第2層協議体(西部地区・東部地区)」：中学校区を対象とした協議の場
- ・「買物応援バス」：七浦地区、浜地区を対象に、それぞれ毎月2回運行
- ・「シニアカフェ」：主に高齢男性を対象に、毎週月曜日に開催
- ・「なでしこサロン」：視覚に障がいをお持ちの方を対象に毎月1回開催
- ・「まちづくり懇談会」：行政区や各種グループを対象に随時開催
- ・「サロン、会食会、地域食堂」の実施団体、グループへの支援
- ・「健康教室、介護予防運動、スマホ教室」などの開催や講師派遣
- ・「在宅高齢者実態調査」など地域課題やニーズの調査、把握、研究

〔今後の方針〕

「人口減少」「少子化」「高齢化」「核家族化」など社会構造の変化が急速に進む中で、「独居高齢者」「高齢者のみの世帯」が増加しており、「地域での見守り」「居場所づくり」「交通支援」「買物支援」「傾聴」「デジタル化対応」など多様化する地域課題やニーズにきめ細かに対応して、「誰ひとり取り残さない福祉のまちづくり」を推進します。

(2) ボランティアグループ等の活用

① ボランティア活動

本市では社会福祉協議会が中心となってボランティア活動の普及・支援を行っており、令和5年10月現在のボランティアグループは、団体として45グループ1,232人、個人として69人が登録しています。市内小中学校では「鹿島市福祉教育に関する条例」に基づき、福祉教育の課程でボランティア活動が実践されています。本市も、専用のキットを使用した高齢者・障がい者疑似体験学習に出向いています。また、老人クラブや各種団体の活動の機会を活用して地域ボランティアの拡大を図ります。

今後、社会福祉協議会等と連携しながら、生活支援・介護予防のための地域で支え合うネットワークの体制整備を推進します。

鹿島市福祉教育に関する条例

(学校における福祉教育)

第5条

教育委員会は、児童・生徒に対する福祉教育の充実推進を図るため、すべての小・中学校を福祉教育推進校に指定する。

2 福祉教育推進校は、児童・生徒に対し、計画的に福祉教育、活動の機会を設定し、福祉活動についての理解と関心を深めるよう努めるものとする。

② 民生委員・児童委員

本市の民生・児童委員の定数は96人（うち主任児童委員12人）で、地域住民の健康や福祉に関する相談相手として重要な役割を果たしています。ひとり暮らしの高齢者の訪問や見守り・安否確認を行い、必要に応じ行政に繋げて適切な支援を検討します。今後も、毎月開催される民生・児童委員協議会に出席し連携強化に努めます。

③ 民間事業者

在宅保健福祉サービスは、サービス提供主体の多元化が促進されてきています。サービス提供事業者の多様化は市場原理が働き、サービス利用者の選択の幅が広がることになり、サービスの質の向上につながることを期待されます。そのことから、提供されるサービスや民間事業者の活動実態と利用の可能性を調査し、効果的な分野についてはその活用を検討します。

(3) 福祉のまちづくり

① 住宅環境の整備

高齢者等が安心して安全に暮らしていけるように、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため「耐震診断等事業」を実施し、住宅の耐震化に努めています。また、多様な住宅困窮者の居住の安定確保を図るため、公営住宅等長寿命化計画に基づいた市営住宅の修繕及び改善等を行います。今後は、住宅セーフティネット制度(P62参照)を活用し、住宅確保要配慮者（母子・低所得者・高齢者等）向け賃貸住宅の登録を促進します。

② 防災対策の強化

令和 2、3 年度の豪雨災害では多くの被害が発生したところであり、災害に備えた体制整備の重要性が改めて認識されました。

本市では、災害発生に備え、高齢者等の災害弱者に配慮した避難場所の整備や災害備蓄品の充実に努めます。また、避難行動要支援者名簿の作成、自主防災組織の育成・支援など、地域防災力（自助・近助・互助・共助）の向上を図り、国土強靱化地域計画に基づいた災害に強いまちづくりを目指します。災害発生時には災害対策本部を設置し、避難情報や被災状況などの迅速な情報発信を行います。また、ライフラインの復旧など、市民生活の早期回復に努めます。

③ 高齢者が利用しやすい都市環境の整備

ア 肥前鹿島駅前周辺整備

本市の玄関である肥前鹿島駅は、平成 24 年度にバリアフリー化の要望に応え、高齢者や障がい者が利用しやすいようにホームまでのスロープ、エレベーターや誘導タイルを新設し、平成 26 年度には車いすで利用できるトイレを整備しました。今後は、駅舎の改築と駅前周辺整備について、高齢者等が利用しやすい施設整備を図ります。

イ 公園、道路などの整備

公園や道路等の整備にあたっては、佐賀県福祉のまちづくり条例、鹿島市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例や鹿島市移動等円滑化のために必要な市道の構造基準に関する条例に基づき、高齢者や障がい者にとって、安全かつ快適に利用できるよう整備・改善に努めています。今後は、人に優しい道路や公園の整備の充実に努めます。

ウ 地域公共交通の整備

令和 4 年 3 月に策定した鹿島市地域公共交通計画に基づき、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保し、効率的かつ利便性を維持した公共交通ネットワークの構築のため、交通事業者等と協力して地域公共交通の整備をしています。今後は、持続可能な公共交通を維持するため、生活様式の多様化に即した移動手段を推進し、市民の生活実態に合わせた交通体系の構築に向けた取り組みを行います。

5 地域包括支援センターの充実

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるように、介護保険や市のサービス等を適切に利用するための支援を行う「地域包括支援センター」を保険健康課内に設置しています。地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、介護支援専門員等の専門職を配置し、高齢者の多様な相談に対応しています。地域包括支援センターの運営を充実させるためには、専門職による連携した支援体制を作ることが重要であるため、専門職の確保と育成を図り、地域包括支援センター運営の体制づくりや運営の充実に努めていきます。

(1) 地域ケア会議

本市では、次の三部構成でケア会議を開催しています。

① 地域ケア個別会議

ケースを取り巻く支援者間で、個別課題解決や自立支援に資するケアマネジメントの支援等を目的としています。平成30年度に「介護予防のための地域ケア個別会議実施マニュアル」を作成し、自立支援型の個別会議を実施しています。今後も自立に向けた支援会議を展開します。

地域ケア個別会議の開催状況・（ ）は2月末現在

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
随時開催事例	回数 (回)	4	5	(7)
	事例 (件)	4	5	(7)
自立支援型	回数 (回)	5	6	(5)
	事例 (件)	12	14	(15)

② 地域ケアネットワーク会議

多職種の代表による会議で、地域課題の検討・社会資源の開発等を目的に、地域ケア個別会議の報告や対応事例について協議を行っています。今後は、地域ケア個別会議や認知症初期集中支援事業から見えてくる地域課題について協議し、生活支援体制整備事業等と関連付けて取り組みます。

③ 地域包括ケア会議

地域包括支援センター運営協議会メンバーによる施策形成の機能を目的とし、時代に対応したセンター運営となるよう検討しています。

(2) 高齢者の権利擁護

認知症や障がいあるいは高齢等により、意思能力・判断能力が不十分な高齢者等が地域の中で安心して生活していくためには、社会的に支える権利擁護制度の利用が重要です。

① 高齢者虐待防止ネットワーク

[現状]

高齢者虐待の防止及び早期発見を円滑に実施するため、鹿島市要保護者等対策地域協議会の中に「高齢者虐待防止部会」を設置しています。虐待を発見したときは直ちに事実確認を行い、関係者間で情報共有し迅速に対応しています。また、コアメンバー会議(P62 参照)により虐待認定の有無について協議しています。虐待認定の類型には、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待があります。

高齢者虐待認定の状況・（ ）は2月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待認定件数(件)	在宅：2	在宅：2	(在宅：9)
虐待類型	在宅：身体的 2	在宅：身体的 1 在宅：ネグレクト 1	(在宅：身体的 4) (在宅：心理的 3) (在宅：経済的 2)

[今後の方針]

佐賀県社会福祉士会や佐賀県 DV 総合対策センター等関係機関との連携を強化し、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行います。また、セルフネグレクト(P63 参照)に対しても必要な支援を行います。

② 福祉サービス利用援助事業の活用

[現状]

本事業は、鹿島市社会福祉協議会が実施している「あんしんサポート事業（日常的金銭管理）（福祉サービス利用援助）」等が主なサービスとなります。判断

第2章 各 論

能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者を対象に、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行っています。

あんしんサポート事業利用の状況・（ ）は2月末現在

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	(件)	67	535	(448)
利用者数	(人)	13	17	(19)
支援援助件数	(件)	192	242	(255)

[今後の方針]

本市の役割として、判断能力が不十分でサービスの利用が必要な高齢者を発見し、その支援方法について検討するための相談調整を行います。今後も鹿島市社会福祉協議会と連携しながら相談体制を整備し、必要な場合は「成年後見制度(P63 参照)」への移行を支援するなど権利擁護の取り組みを推進します。

③ 成年後見制度の活用

[現状]

本市は、平成15年度より成年後見制度利用支援事業を実施しており、社会福祉士を中心に相談対応や、審判請求の要請があったときは判定委員会にて決定しています。また、市民や事業所向けに成年後見セミナーを開催し制度の周知・普及啓発を行っています。しかしながら、ひとり暮らしの認知症高齢者の増加に伴い成年後見を必要とする高齢者の増加が見込まれており、このような状況から本制度の利用はますます重要となるため、令和5年7月に、鹿島市・嬉野市・太良町の2市1町の共同で実施する「藤津鹿島地区成年後見センター」が設置されました。

成年後見制度利用の状況・（ ）は2月末現在

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
市長申立て件数	(件)	2	1	(2)
報酬助成件数	(件)	1	2	(2)

[今後の方針]

「藤津鹿島地区成年後見センター」と連携し、普及・啓発や相談、ネットワークづくりに取り組み、判断能力が不十分になっても、住み慣れた地域で安全に暮らせるように、成年後見制度の利用促進に努めます。

6 認知症施策の推進（認知症施策推進計画）

〔 背景と位置づけ 〕

我が国の認知症の人の数は、令和7（2025）年には約700万人、65歳以上高齢者の約5人に1人に達する見通しです。認知症の人の増加を見据え、国では、平成24（2012）年9月に「認知症施策推進5か年計画」（オレンジプラン）、平成27（2015）年1月に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）、そして令和元（2019）年6月には「認知症施策推進大綱」を策定し、令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。

本市では、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、認知症地域支援推進員を中心に認知症サポーターとともに認知症の人とその家族等の支援に取り組んできました。

認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっているため、認知症の人にやさしい地域づくりを目指し、認知症施策を推進していくことが必要です。そこで、国がまとめた大綱及び認知症基本法に基づいた施策を推進していくため、認知症施策推進計画を第9期鹿島市高齢者保健福祉計画と一体的に策定しました。

認知症の人の尊厳を保持しながら意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境で自分らしく希望をもって暮らし続けることができるよう認知症施策に取り組んでいきます。

〔 認知症施策 〕

（1）認知症の人に関する国民の理解の増進等

認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族等が地域で自分らしく暮らし続けるために、認知症の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが必要です。そのため、引き続き地域や職域等で認知症の人や家族等を手助けする「認知症サポーター」の養成等を進め、認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

① 認知症サポーター養成講座の推進

第2章 各 論

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族等を見守り支援する「認知症サポーター」を養成し、認知症の高齢者が地域で安心して暮らせるための支援を行っています。

認知症サポーター養成講座の実施状況・（ ）は2月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数 (回)	5	9	(3)
受講者数 (人)	192	355	(70)

引き続き、市民を対象に、「認知症サポーター養成講座」を実施し、認知症に対する理解と協力を求めています。また、「認知症サポーター」の活動を支援します。

② 「認知症ケアパス」の活用

認知症ケアパスは、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを確立し、認知症の人とその家族等が利用できるサービス等認知症に関する情報を示したものです。平成30年度に「鹿島市認知症ケアパス」を作成しており、相談時に配布しています。今後も配布し普及に努めていきます。

③ 世界アルツハイマーデー及び月間における普及・啓発

世界アルツハイマーデーや世界アルツハイマー月間の機会を捉え、広報誌掲載やポスター掲示等により認知症に関する普及・啓発を行います。

(2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

認知症の人やその家族等が地域で安心して暮らしていくためには、認知症の正しい理解の広がりとともに、認知症の人やその家族等の気持ち、意向を尊重し、さりげない見守りや配慮ができる地域づくりを進めることが大切です。

このため、認知症の正しい理解のための「認知症サポーター」の養成の他、地域での見守り活動の支援等に取り組みます。

① 認知症高齢者等に対する見守りの推進

居場所が分からなくなった高齢者等を、早期発見・早期保護するため、警察やスーパー、小売店、金融機関等の地域による見守りネットワークづくりを推進し

第2章 各 論

ます。認知症高齢者等の安全確保とその家族等への支援のため、QRコードが印字されたラベルシールを配布し、行方不明時に身元確認や事前登録者への引き渡しを円滑に行う支援を実施します。また、警察やスーパー、民生委員等の近隣者に協力依頼し、地域による見守りを行います。

(3) 認知症の人の社会参加の機会の確保等

認知症について正しい理解を深める場として、認知症の人やその介護者同士の交流や情報交換、相談等ができる集いの場「かしまオレンジカフェ」を開設しています。

かしまオレンジカフェ（認知症&介護者のつどい）開催状況・（ ）は2月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数 (回)	5	6	(6)
延べ参加者数 (人)	56	72	(64)

オレンジカフェ等を行うことで、認知症の普及啓発及び利用者相互の交流や情報交換の機会を確保していきます。認知症の人にとっては自ら活動し、地域とつながることができる場、家族等にとっては介護についての悩みを相談できる場、地域の人にとっては認知症についての理解を深めることができる場を作ります。

また、今後は認知症の人による意思決定の支援や本人発信の支援として、本人や家族等を中心とした交流や意見交換の場「ぴあカフェ等」を設けます。

(4) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

権利擁護や成年後見制度、消費者トラブル等について、市民や民生委員等からの相談に対応しています。ただ、潜在的なニーズはまだ多くあるものと考えられ、制度の周知という面で十分でないところがあります。

令和5年7月に、鹿島市・嬉野市・太良町の旧藤津郡の3市町の中核機関(P63参照)として「藤津鹿島地区成年後見センター」を開設しました。センターと連携し、成年後見制度の普及啓発や相談支援体制の整備、後見人などの支援を行い、充実を図ります。

(5) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

認知症の医療や介護等に携わる支援者が、認知症について十分理解し、適切な

第2章 各 論

サービスの提供ができるよう認知症サポーター養成講座等を通じて、認知症の正しい理解と知識の普及に努めていきます。また、地域包括支援センター、主治医や介護支援専門員、認知症初期集中支援チーム(P63 参照)等の関係者が連携し、認知機能が低下している人や、認知症の人に対して早期発見・早期対応ができる体制を整備し、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう支援します。

① 認知症初期集中支援事業

平成 29 年度から、杵藤地区介護保険事務所が杵藤地区広域圏内の全域で実施しています。認知症の人やその家族等に関わる、認知症が疑われる人又は認知症の人やその家族等を訪問し、初期の支援を集中的に行い、かかりつけ医と連携しながら認知症に対する適切な治療や支援につなげ、自立生活をサポートします。

認知症初期集中支援チームの活動状況・（ ）は 2 月末現在

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
支援チームへの新規依頼件数 (件)	7	5	(1)

(6) 相談体制の整備等

総合事業業務に加え、認知症地域支援推進委員会を中心として、認知症の人や家族等からの相談内容に応じて、認知症初期集中支援チーム等の関係機関と連携し、総合的に対応します。また、認知症の人や家族等が孤立しないようにかしまオレンジカフェ等の集いの場につなげます。

① 認知症地域支援推進員の配置

地域において認知症の人とその家族等を支援するため、関係者の連携強化及び相談支援や支援体制の構築を目的として、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しています。認知症初期集中支援チームとの連携のほか、認知症施策推進の中心的役割を担います。

② 認知症相談の実施

認知症地域支援推進員をはじめ地域包括支援センターでは、認知症の人とその家族等からの相談に応じています。医療、介護及び福祉が連携して相談者を適切

な支援につなげ、相談者の不安や悩み、ストレス等の負担の軽減を図ります。

(7) 認知症の予防等

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等は、認知症予防に資する可能性のある取組として示唆されています。認知症予防に関する啓発ならびに認知症予防に資する活動を推進していきます。

① 介護予防に関する教室や講座の実施

脳トレーニングを取り入れた「脳若教室」や音楽を取り入れて介護予防に取り組む「音楽サロン」、ロコモティブシンドロームやフレイル予防のための「ロコモ予防教室」やマシンを取り入れた「パワーリハビリ」、「栄養教室」等を開催します。また、教室等の参加者が通いの場につながるよう支援していきます。

7 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

[現状]

我が国の医療保険制度においては、75歳に到達すると、それまで加入していた国民健康保険制度から後期高齢者医療制度の被保険者に異動することとされています。この結果、保健事業の実施主体についても市町村から後期高齢者医療広域連合に移ることとなり、74歳までの国民健康保険制度の保健事業と、75歳以降の後期高齢者医療制度の保健事業が、これまで適切に継続されてこなかったという課題がありました。高齢者は、複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的な繋がりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすいなど、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しています。しかしながら、高齢者保健事業は後期高齢者医療広域連合が主体となって実施し、介護予防の取組は市町村が主体となって実施しているため、健康状況や生活機能の課題に一体的に対応できていないという課題もありました。

本市においても、高齢者保健事業と介護予防の一体的な対応は課題となっています。

[今後の方針]

保健事業と介護予防を効果的かつ効率的に提供していくために、令和3年度か

第2章 各 論

ら、佐賀県後期高齢者医療広域連合からの委託に基づき、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進を図るため、高齢者の健康状況や生活機能等の課題を把握し、訪問指導や通いの場等を活用した健康教育等に取り組んでおり、引き続ききめ細かなサービス提供を目指し、以下の事業に取り組めます。

(1) 事業の企画調整

保健師等の医療専門職が中心となり、地域の健康課題等の把握や地域の医療関係団体等との連携を進めるとともに、地域の多様な社会資源や行政資源を踏まえ、事業全体の企画・調整・分析等を行います。

① 国保データベース（KDB）（P62 参照）システムの活用

国保データベース（KDB）システムを活用し、システムに盛り込まれている被保険者一人ひとりの医療レセプトや健診に係るデータ（国民健康保険の被保険者であったときの医療レセプトや特定健診・保健指導に係るデータを含む。）、介護レセプト、要介護認定情報等の情報を一括で把握し、データ分析により個別訪問を必要とする対象者を抽出します。

② フレイル予防

後期高齢者が医療機関で健康診査を受けるときに実施されている「質問票」への回答より、高齢者のフレイル状態等に関する情報を分析し、フレイル予備軍やフレイルのおそれのある高齢者など、支援すべき対象者を抽出します。

③ 関係者間との共有・連携

医療・介護双方の視点から高齢者の状態をスクリーニングし、社会参加の促進を含むフレイル予防等など、対象者及び各地域に対して、課題に対応した一体的な取組につなげていきます。健康課題を明確化し、庁内外の関係者間で健康課題の共有や既存の関連事業との調整や地域の医療関係団体との連携を進めます。

(2) 地域の高齢者への個別的支援

抽出した情報をもとに、医療や介護サービスにつながっておらず健康状態が不明な高齢者や、閉じこもりがちな高齢者等に対するアウトリーチ（P61 参照）支援、

第2章 各 論

個別に対象者を抽出して生活習慣病等の未治療・治療中断者に対する受診勧奨、口腔や栄養指導等も含む重症化予防や低栄養防止等の取組、通いの場等への参加勧奨などを行います。

① 被保険者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）（P63 参照）

地域を担当する医療専門職等（看護師、管理栄養士等）が、低栄養防止・重症化予防や適性受診等の促進を行うための訪問相談・保健指導を実施します。

② 通いの場等における健康教育・健康相談（ポピュレーションアプローチ）（P64 参照）

高齢者サロンやサークル等の通いの場へ保健師等が出向いて、健康教育、健康相談を行うとともに保健指導や生活機能向上に向けた支援を行います。また、状況に応じて健康診査や医療の受診勧奨、介護サービスの利用勧奨を行いながら、保健事業や介護予防事業への参加も勧奨するなど、既存事業と連携した支援を目指します。

8 介護人材の確保

（1）介護支援サービス体制整備

〔現状〕

現在の介護分野における人材不足は深刻であり、担い手となる現役世代の減少が顕著となる中で、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保を図るため、介護人材の確保が重要になります。

本市では令和2年度から令和5年度まで「介護職員就職支援補助金」制度を設け、介護人材の確保に取り組みました。また、ハローワーク鹿島や佐賀県長寿社会振興財団等と共催し、市内介護事業所による合同就職説明会を開催しました。

介護職員就職支援補助金交付対象者の状況・（ ）は2月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
常勤職員 (人)	45	21	(21)
非常勤職員 (人)	15	3	(6)

〔今後の方針〕

今後も、ハローワーク鹿島等関係機関と連携した合同就職説明会の開催や介護の魅力発信に努め、高齢者が安心して暮らせるような体制づくりを目指します。

Ⅱ 高齢者保健福祉に関する行政等の体制

1. 本市における支援体制

(1) 総合相談

多様な相談に適切かつ迅速に対応していくため、本市においては、保険健康課が高齢者保健福祉に関する総合的な相談窓口となり、相談、苦情、情報提供、各種サービスの申請等を一体的に受け付け対応しています。また、佐賀県シルバー情報相談センターや杵藤地区介護保険事務所、保健センターとの連絡調整を図りながら、地域包括支援センターやサービス提供機関、社会福祉協議会や民生委員協議会等地域の相談機関・団体との連携を強化し、相談体制の整備・総合調整を行います。

(2) サービス情報の提供

市民の理解と協力を得るため、サービスガイドブックの作成や市のホームページ等を使用し、計画達成状況等の情報開示を積極的に推進します。また、より多くの情報を提供していくために、佐賀県シルバー情報相談センターや杵藤地区介護保険事務所、地域包括支援センター、サービス提供事業者と連携して情報の共有化を推進し、身近なところで必要な情報を得ることができる体制の整備に努めます。

(3) 苦情相談

本市においては、苦情相談の窓口を保険健康課に設置し、市民からの苦情や意見等を積極的に聞き取り、改善・調整に努めています。

地域包括支援センターやサービス提供事業者等に寄せられる苦情相談については、報告・連絡体制を整備・強化し、必要に応じて事業者等への調査、改善指導・助言等を実施していきます。また、地域の身近な相談者として民生委員に苦情相談が持ち込まれることも想定して、民生委員に対する相談・苦情の対応について福祉課と連携しながら説明会を開催します。

苦情相談については迅速な対応が求められることから、解決や対応が困難な場合は、杵藤地区介護保険事務所や国民健康保険団体連合会、県とも緊密な連携をとり対処します。

(4) 広報体制

介護保険制度や保健福祉サービスへの理解を深めるため、社会福祉協議会や社会教育活動等による各種研修会、見学会、体験入所、出前講座を活用した地域での住民説明会など様々な啓発の機会を作り、市民に対し、最新の情報の提供や意識啓発活動の活発化を図ります。また、保健福祉サービスの利用を促進するため、市報や社協だより、パンフレット等に定期的に保健福祉情報を提供し、広報・PR活動を推進します。

(5) 社会福祉協議会の発展・体制強化の推進

鹿島市社会福祉協議会は、「地域福祉」の中核的担い手として「誰ひとり取り残さない福祉のまちづくり」を目的とする事業の調査、総合的企画、連絡調整、広報等の活動や、生活支援サービス、ボランティア活動支援、住民参加型の福祉活動等の事業を積極的に展開しています。

「人口減少」「少子化」「高齢化」「核家族化」などの社会構造の変化、医療や介護の見直し、社会福祉基礎構造改革が進展していく中で、今後、「地域福祉」の重要性はさらに高まってくることが予想されます。

このため、次のとおり鹿島市社会福祉協議会の機能・体制強化を推進し、「地域主体」「住民主体」の「福祉のまちづくり」の中心的役割を果たしていく活動を支援します。

- ① 社会福祉協議会の機能を生かした調査、広報、相談、計画策定の推進
- ② 生活圏や地域に根差した地域課題、ニーズの把握、地域福祉資源の発掘
- ③ 地域で支える新たな「生活支援サービス」などの生活支援体制の整備
- ④ 住民参加型事業、ボランティア活動、福祉教育活動の推進と活性化
- ⑤ 人材育成、組織、財政基盤の強化

(6) サービス事業者に対する支援と調整

サービス事業者に対しての支援と調整については、保険健康課が中心となり地域包括支援センターと連携を図りながら、地域包括ケアシステムの構築のため必要に応じて総合的な連絡・調整を行います。

(7) 社会福祉法人の監査等

平成 25 年度より、社会福祉法人の指導監査等が県から市へ権限移譲されました。高齢者福祉施設の運営およびサービス提供が適正になされるよう、指導監査・助言を実施します。

(8) 行政内部での関係部門との連絡調整

高齢者保健福祉サービスを積極的に推進していくためには、行政、関係機関・団体、地域住民が一体となり連携・協働した取り組みが必要となります。その中で行政は、舵取り役として総合調整、財源の確保、情報管理・提供等の機能を果たすことが求められます。このような行政の役割を効果的、安定的、即応的に対処していくために、広汎多岐にわたる高齢者施策の関連部局・課の緊密な連絡・調整を図り効率的市政を推進します。また、行政内部との連絡調整は、保険健康課が中心となり即時に対応できるように職員の研修を含め、職員体制の充実を図ります。

(9) 地域の関係団体との連絡体制

高齢者が住みなれた地域で安心して生活していくためには、必要なとき必要なサービスが提供される体制の整備が必要になってきますが、急激な高齢化の進展によるサービス需要の増大やニーズの多様化の中で、全てのサービスを行政や公的サービスだけで対応していくのは困難な面があります。このため、社会や地域全体で支える「自助・近助・互助・共助・公助」の仕組みを地域社会の中で適切に組み合わせることが重要になっています。その中で、保健・医療・福祉に係る関係団体は、「自助・近助・互助・共助・公助」の連携や調整の要としての役割が期待されています。このような観点から、地域における関係団体の組織化・活動の活性化を積極的に支援します。

(10) 民間事業者等との連携による要支援者の把握

地域における見守り体制の整備においては、専門機関同士のネットワークのみならず、それぞれの地域の中で、CSO、企業等とも協働し、きめ細かなネットワークをつくり、地域の見守り機能の向上を図ります。

資料編

- I 高齢者要望等実態調査及び在宅介護実態調査
- II 鹿島市高齢者保健福祉計画策定委員名簿
- III 鹿島市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱
- IV 用語解説

I

杵藤地区広域市町村圏組合
高齢者要望等実態調査及び
在宅介護実態調査 概要結果

令和5年3月

鹿島市

目 次

高齢者要望等実態調査

1. 調査目的	……	51
2. 家族や生活状況		
① 家族構成	……	51
② 経済的な暮らしの状況	……	51
③ 相談相手	……	52
3. 健康・その他		
① 主観的健康感	……	52
② 主観的幸福感	……	53
③ 災害時の対応	……	53
4. 評価・判定結果		
① 生活機能等の評価・判定結果生活機能評価	……	54
② 生活機能等の評価・判定結果生活機能評価の設問一覧（網掛加点）	……	55

在宅介護実態調査

1. 要介護者・介護者		
① 要介護者の施設等への入所・入居の検討状況	……	58
② 介護者の年齢	……	58

高齢者要望等実態調査

1. 調査目的

〔調査の概要〕

本調査は、杵藤地区広域市町村圏組合が策定する介護保険事業計画の見直しにあたり、策定に先立ち杵藤地区広域圏において統一内容でのアンケート調査が実施されました。圏域内の高齢者の生活実態や健康状態を把握し、2024年度～2026年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画策定の基礎資料とされます。

アンケート調査	調査数	有効回収数	有効回収率
高齢者要望等実態調査	5,000人	2,885人	57.7%

・調査対象者 65歳以上の要介護認定者以外

・調査年月 令和5年1～2月

〔本市の回答者〕

杵藤地区広域市町村圏内の有効回収数2,885人のうち、本市における有効な調査回答者数は501人です。

2. 家族や生活状況

① 家族構成

配偶者が65歳以上の夫婦2人暮らしが1番多く、高齢者のみ世帯が多いことを表しています。

	調査数	1人暮らし	(配偶者65歳以上) 夫婦2人暮らし	(配偶者64歳以下) 夫婦2人暮らし	息子・娘との2世帯	その他	無回答
鹿島市 (人)	501	68	194	20	96	98	25
(%)	100.0	13.6	38.7	4.0	19.2	19.6	5.0

② 経済的な暮らしの状況

現在の暮らしの状況は、「ふつう」が1番多く、「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」と合わせて65.7%がふつう以上と回答しています。

		調査数	大変苦しい	やや苦しい	ふつう	ややゆとりがある	大変ゆとりがある	無回答
鹿島市	(人)	501	29	104	302	26	1	39
	(%)	100.0	5.8	20.8	60.3	5.2	0.2	7.8

③ 相談相手

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手は、「そのような人はいない」が28.5%で最も多く、次いで「医師・歯科医師・看護師」が28.3%、「社会福祉協議会・民生委員」が19.2%、「地域包括支援センター・市役所」が14.8%の順となっています。

		調査数	自治会・町内会・老人クラブ	社会福祉協議会・民生委員	ケアマネージャー	医師・歯科医師・看護師	地域包括支援センター・市役所	その他	そのような人はいない	無回答
鹿島市	(人)	501	48	96	25	142	74	31	143	60
	(%)	100.0	9.6	19.2	5.0	28.3	14.8	6.2	28.5	12.0

3. 健康・その他

① 主観的健康感

「とてもよい」と「まあよい」を合わせて79.4%で、8割近くが肯定的な回答（健康群）となっています。

		調査数	とてもよい	まあよい	あまりよくない	よくない	無回答
鹿島市	(人)	501	62	336	68	11	24
	(%)	100.0	12.4	67.1	13.6	2.2	4.8

② 主観的幸福感

現在の幸福感については、10点満点中「8点」が25.1%で最も高く、次いで「5点」18.2%、「10点」17.0%の順となっており、平均点は約7.25点となっています。

	調査数	0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点	無回答
鹿島市 (人)	501	3	1	4	10	15	91	34	62	126	42	85	28
鹿島市 (%)	100.0	0.6	0.2	0.8	2.0	3.0	18.2	6.8	12.4	25.1	8.4	17.0	5.6

③ 災害時の対応

ア 避難が必要な時どのように避難するか

「ひとりで逃げられる」が65.1%で最も高く、これは要支援・要介護の認定のない一般高齢者の回答が殆どです。

	調査数	ひとりで逃げられる	家族の支援で逃げることができる	近所の人の支援で逃げることができる	施設職員の支援で逃げることができる	支援してくれる人が近所になく、市に届けをしている	支援してくれる人が近所になく、手立てを考えていない	支援してくれる人が近所になく、手立てを考えていない	無回答
鹿島市 (人)	501	326	121	27	2	3	7	15	
鹿島市 (%)	100.0	65.1	24.2	5.4	0.4	0.6	1.4	3.0	

イ 避難が必要な時どこに避難するか

「公民館などの公共の避難所に行く」が73.5%で最も高く、7割以上の方が公共施設への避難を考えています。

	調査数	公民館などの公共の避難所に行く	家族や親せきの家に避難する	公共の避難所を知らないし、避難所がない	無回答
鹿島市 (人)	501	368	92	15	26
鹿島市 (%)	100.0	73.5	18.4	3.0	5.2

4. 評価・判定結果

① 生活機能等の評価・判定結果生活機能評価

本市のリスク該当者の割合は、杵藤地区広域圏内市町村全体の平均と比較すると生活機能の7項目のうち5項目で下回っています。なかでも「口腔」では圏内で1番低い結果となっています。

評価・判定結果の概要（リスク該当者割合一覧）

	調査数 (人)	生活機能 (%)							日常生活・社会参加 (%)		
		運動器	転倒	閉じこもり予防	栄養	口腔	認知症予防	うつ予防	手段的自立度 (IADL)	知的能動性	社会的役割
		該当 (3点以上)	該当 (1点以上)	該当 (1点以上)	該当 (2点以上)	該当 (2点以上)	該当 (1点以上)	該当 (1点以上)	低下 (4点以下)	低下 (3点以下)	低下 (3点以下)
杵藤地区広域市 町村全体の平均	2,885	16.1	31.8	17.1	1.1	23.9	38.4	39.1	17.1	39.5	48.0
鹿島市	501	17.6	29.9	16.8	1.2	20.6	37.9	37.9	15.2	37.1	51.9

② 生活機能等の評価・判定結果生活機能評価の設問一覧（網掛加点）

生活機能

運動器

【運動器】（5項目のうち3項目以上に該当）

問番号	内容	回答			
1	階段を手すりや壁をつたわずに昇っているか	0 できるし、 している	0 できるけど していない	1 できない	
2	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているか	0 できるし、 している	0 できるけど していない	1 できない	
3	15分位続けて歩いているか	0 できるし、 している	0 できるけど していない	1 できない	
4	過去1年間に転んだ経験があるか	1 何度もある	1 1度ある	0 ない	
5	転倒に対する不安は大きいか	1 とても不安 である	1 やや不安で ある	0 あまり不安 でない	0 不安でない

転倒

【転倒】

問番号	内容	回答		
1	過去1年間に転んだ経験があるか	1 何度もある	1 1度ある	0 ない

閉じこもり予防

【閉じこもり】

問番号	内容	回答			
1	週に1回以上は外出しているか	1 ほとんど外 出しない	1 週1回	0 週に2~4 回	0 週5回以上

栄養

【栄養】（2項目のすべてに該当）

問番号	内容	回答	
1	身長・体重 BMI	BMI < 18.5 なら「1」点	
2	6か月間で2~3kg以上の体重減少があったか	1 はい	0 いいえ

口腔

【口腔】(3項目のうち2項目以上に該当)

問番号	内容	回答	
1	半年前に比べて固いものが食べにくくなったか	1 はい	0 いいえ
2	お茶や汁物等でむせることがあるか	1 はい	0 いいえ
3	口の渴きが気になるか	1 はい	0 いいえ

認知症予防

【認知症予防】(3項目のいずれかに該当)

問番号	内容	回答	
1	周りの人から物忘れがあるといわれるか	1 はい	0 いいえ
2	自分で電話番号を調べて、電話をかけているか	0 はい	1 いいえ
3	今日が何月何日かわからない時があるか	1 はい	0 いいえ

うつ予防

【うつ予防】(2項目のいずれかに該当)

問番号	内容	回答	
1	ゆううつな気持ちになったりすることがある	1 はい	0 いいえ
2	心から楽しめない感じがよくある	1 はい	0 いいえ

日常生活・社会参加

手段的自立度（IADL）

【手段的自立度（IADL）】5点=高い、4点=やや低い、3点以下=低い

問番号	内容	回答		
1	バスや電車を使って1人で外出しているか	1 できるし、している	1 できるけどしていない	0 できない
2	自分で食品・日用品の買物をしているか	1 できるし、している	1 できるけどしていない	0 できない
3	自分で食事の用意をしているか	1 できるし、している	1 できるけどしていない	0 できない
4	自分で請求書の支払をしているか	1 できるし、している	1 できるけどしていない	0 できない
5	自分で預貯金のおし入れをしているか	1 できるし、している	1 できるけどしていない	0 できない

知的能動性

【知的能動性】4点=高い、3点=やや低い、2点以下=低い

問番号	内容	回答		
1	年金などの書類が書けるか	1 はい	0 いいえ	
2	新聞を読んでいるか	1 はい	0 いいえ	
3	本や雑誌を読んでいるか	1 はい	0 いいえ	
4	健康についての記事や番組に関心があるか	1 はい	0 いいえ	

社会的役割

【社会的役割】4点=高い、3点=やや低い、2点以下=低い

問番号	内容	回答		
1	友人の家を訪ねているか	1 はい	0 いいえ	
2	家族や友人の相談にのっているか	1 はい	0 いいえ	
3	病人を見舞うことができるか	1 はい	0 いいえ	
4	若い人に自分から話しかけることがあるか	1 はい	0 いいえ	

老研指標総合評価

【生活機能総合評価】11点以上=高い、9~10点=やや低い、8点以下=低い

「手段的自立」「知的能動性」「社会的役割」の点数を合計（13点満点）して「生活機能総合評価」とする。

在宅介護実態調査

アンケート調査	調査数	有効回収数	有効回収率
在宅介護実態調査	600 人	530 人	88.3%

- ・調査対象者 在宅の要介護認定者
- ・調査年月 令和4年12月～令和5年1月
〔本市の回答者〕

杵藤地区広域市町村圏内の有効回収数 530 人のうち、本市における有効な調査回答者数は 90 人（1.①回答）、69 人（1.②回答）です。

1. 要介護者・介護者

① 要介護者の施設等への入所・入居の検討状況

「入所・入居は検討していない」が 58.9%と、施設等への意識はやや低い結果となっています。

	調査数	入所・入居は検討していない	入所・入居は検討している	すでに入所・入居申込をしている	無回答
鹿島市	人	%			
	90	58.9	23.3	15.6	2.2

② 介護者の年齢

介護者の年齢は、「60代」33.3%の割合が最も高く、70代、80代と合わせると60代以上は81.1%となり8割以上を占めており、『老老介護』の状況がうかがえます。

	調査数	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	わからない	無回答
鹿島市	人	%									
	69	—	—	—	5.8	13.1	33.3	24.6	23.2	—	—

II

鹿島市高齢者保健福祉計画策定委員会委員・
鹿島市地域包括支援センター運営協議会委員 名簿
(任期:令和3年4月～令和6年3月)

氏 名	所 属 機 関 等	役 職 等	備 考
志 田 知 之	鹿島医会代表	鹿島医会	
木 原 昭 裕	鹿島市歯科医師会代表	鹿島市歯科医師会 会長	
尾 崎 勝 喜	鹿島市薬剤師会代表	鹿島市薬剤師会	
源 五 郎 丸 靖	学識経験者	杵藤保健福祉事務所 所長	
鍋 島 恵 美 子	学識経験者	西九州大学短期大学部 名誉教授	会長
森 田 正 蔵	区長会代表	鹿島市区長会 幹事	
藤 家 耕 子	民生委員児童委員連絡協議会代表	鹿島市民生委員児童委員連絡協議会 副会長	
打 上 俊 雄	社会福祉協議会代表	(社)鹿島市社会福祉協議会 事務局長	副会長
中 島 ス ミ エ	老人クラブ代表	鹿島市老人クラブ連合会 副会長	
山 口 清 美	鹿島ボランティア連絡協議会代表	鹿島ボランティア連絡協議会 幹事	
岩 下 善 孝	関係行政機関	市民部長	
高 本 智 子	〃	福祉課長	

Ⅲ

鹿島市訓令甲第19号

鹿島市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿島市高齢者保健福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び見直しに資するため、鹿島市高齢者保健福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 計画の策定及び見直しに関する事項
- (2) その他計画の策定及び見直しに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 医療、保健、福祉の関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 一般市民の代表者等
- (4) 関係行政機関の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保険健康課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後の初回の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

IV 用語解説

あ	アウトリーチ	積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。
か	介護保険法	平成9年法律第123号。 要介護者等が、自立した日常生活を営むことができるよう介護保険制度を設け、保険給付等に関して必要な事項を定め、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする法律。
	介護保険事業計画	介護保険にかかる保険給付の円滑な実施を図るため、厚生大臣が定める基本指針に即して、市町村が3年毎に3年を一期として定める計画。当計画の中で、市町村は1. サービスの種類ごとの量の見込み、2. 見込み量の確保策、3. サービス事業者間の連携の確保サービスの円滑な提供を図るための事業、4. その他保険給付の円滑な実施を図るために必要な事項を定めなければなりません。
	介護予防ケアマネジメント	介護予防及び日常生活支援を目的として、要介護状態になることの予防や要介護状態の悪化予防を図るため、適切なサービスが提供されるよう必要な援助を行います。
き	機能訓練	疾病や負傷等により心身の機能が低下している者に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練。訓練の内容としては、歩行、起き上がり等の基本動作の訓練、レクリエーション等（社会的機能訓練）があります。
	基本チェックリスト	65歳以上の方（介護保険の認定者を除く）を対象に日常生活の様子や、運動機能の状態、口腔や栄養の状態、物忘れの有無など25の質問事項を「はい」「いいえ」で回答してもらい、総合事業の対象者としての判定に使うほか、介護予防が必要と判断された方に対し、市で実施する運動機能や口腔機能向上のための介護予防教室への参加を促します。
	協議体	生活支援コーディネーターの組織的な補完として、地域の多様な主体がメンバーとなり、支え合いの仕組みづくりについて話し合いを行います。第1層（市内一円）と第2層（中学校区）があります。
け	健康教育・健康相談	健康教育・健康相談は、健康増進法の保健事業として定められています。健康教育は、心身の健康についての自覚を高め、心身の健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育、助言とされています。健康相談は、心身の健康に関し、相談に応じて行われる指導及び助言とされています。

		実施主体は市町村であり、当該市町村の40歳以上の者及び必要に応じその家族等を対象とし、一般健康教育と重点健康教育を行います。
こ	コアメンバー会議	高齢者虐待防止を担当する市職員及び担当管理職職員と地域包括支援センター職員とで行う、虐待の有無と緊急性の判断を行う会議。具体的には、高齢者の安全確認、担当者の決定、関連機関等への確認事項の整理を行います。
	口腔機能	咀嚼（そしゃく・ものを噛み砕く）、嚥下（えんげ・飲み込む）、発音、唾液の分泌など食べる・話すための機能。
	高齢者教室	高齢者（老人クラブ等）を対象に専門の講師や市職員が出向いて講座を開設し、介護予防の基本的な知識について広く普及・啓発するための健康教室。具体的内容としては、音楽サロン、クッキングサロン、口腔ケア、栄養教室などの講座を行います。
	国保データベース（KDB）	国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。
し	社会福祉協議会	市町村を単位に地域住民が主体となって地域における社会福祉事業に関する企画や調整などを行ったり、地域の福祉関係機関・団体相互の連絡調整を行うなど、社会福祉の増進を図るために活動する民間の社会福祉法人。
	住宅セーフティネット制度	高齢者、障がい者、子育て世帯、低額所得者、被災者等、住宅の確保に配慮が必要な方と、民間の空き家・空き室を活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的として平成29年（2017年）に設立された制度。
	食の自立支援事業	栄養改善が必要な高齢者や退院後などで食事の調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う事業。
	CSO	「Civil Society Organization」の略で「市民社会組織」と訳される。NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体に限らず、婦人会、老人会、PTAなどを含めて「CSO」と呼びます。
せ	生活習慣病	糖尿病・脂質異常症・高血圧・高尿酸血症など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。

	生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)	高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進する生活支援体制整備事業におけるまちづくりのサポート役。
	成年後見制度	自己の行為の結果について合理的な判断をする能力のない状態(心神喪失)、又は行為の性質については理解できるが、その結果に関する判断能力に達しない状態(心身耗弱・浪費者)に至った時、本人・配偶者等の親族が家裁に申し立てを行い、家裁の宣告においてそれぞれの後見人・保佐人をつけ本人を保護する制度。
	セルフネグレクト	高齢者本人が必要な医療や介護保険サービスを拒否したり、自ら不衛生な住環境で生活している状態。セルフネグレクト状態とは、①判断能力が低下している場合、②本人の健康状態に影響が出ている場合、③近隣との深刻なトラブルになっている場合などがあげられます。虐待の5類型には該当しませんが支援が必要と判断したときは虐待に準じた対応が必要です。
ち	地域包括支援センター	高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として、保健師、社会福祉士、ケアマネージャー等が中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行う機関。
	地域共生社会	高齢者介護、障害福祉、児童福祉及び生活困窮者支援等の制度及び分野の枠、「支える側」及び「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人及び人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会。
	中核機関	成年後見制度の利用を促すために必要とされる、様々な関係団体の地域連携ネットワークの中核を担う機関。具体的機能は、広報機能、相談機能、制度利用促進機能(受任者調整、担い手育成等)、後見人支援機能、不正防止効果等があります。
に	認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的(おおむね6か月)に行い、自立生活のサポートを行うチームをいいます。
は	ハイリスクアプローチ	健康障害を引き起こしやすい高いリスクを持った個人を対象を絞り、そのリスクを下げるように働きかけるアプローチ。

ふ	フレイル	「加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」を表す“frailty”の日本語訳。要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
ほ	保健センター	国民の健康づくりを推進するため、地域に密着した健康相談、健康教育、健康診査等の保健サービスを総合的に行う拠点とするとともに、地域住民の自主的な保健活動の場に資することを目的とする施設。①管理部門 ②保健指導部門 ③検診部門 ④共通部門を設けることになっています。
	ポピュレーションアプローチ	多くの人々が少しずつリスクを軽減することで、集団全体としては多大な恩恵をもたらす事に注目し集団全体をよい方向にシフトさせること。リスクの軽減や病気の予防になるように働きかけるアプローチ。
よ	養護老人ホーム	65歳以上の者であって、体が衰えているために日常生活に支障がある場合、あるいは住宅に困窮している場合などの「環境上」の理由及び本人の属する世帯が生活保護を受けているか、市町村民税の所得割を課されていない場合の「経済的理由」により居宅での生活が困難な者を入所させる施設。入所については、居住地の市町村を通じて決定されます。
ろ	老人福祉法	昭和38年法律133号。 高齢者の福祉に関する原理を明らかにするとともに、高齢者に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって高齢者の福祉を図ることを目的とする法律。

第9期鹿島市高齢者保健福祉計画

2024年度～2026年度

発行年月 令和6年3月

鹿島市市民部保険健康課

〒849-1312

佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1

TEL 0954-63-2120

FAX 0954-63-2128

URL <http://www.city.saga-kashima.lg.jp>